

# 真上勝岡異見

森 公章

はじめに

真上勝岡は一条・三条・後一条の三朝に供節した相撲人で、既に一条朝から腋（助手）を務め、後一条朝には最高位である最手の地位を占めていた。一条朝の様々な分野の有能な人物を掲げた『続本朝往生伝』一条天皇条にも、「異能則私宗平・三宅時弘・伊〔伴カ〕勢多世・越智常世・公侯恒則・参春時正・真上勝岡・大井光遠・秦経正」とあり、九人の著名な相撲人の中に入っている。勝岡は右方に属していたので、右近衛大将藤原実資の日記『小右記』にその動向が散見し、比較的史料が豊富な相撲人と言えよう（表1）。

私は先に「古代常陸国の相撲人と国衙機構」（『白山史学』四八、二〇一二年）なる論考を草し、その後若干の補訂を加えて、拙著『在庁官人と武士の生成』（吉川弘文館、二〇一三年）にも収録している。そこでは常陸国の相撲人、在地豪族としての真上（髪）氏や公侯氏の存在形態、在地支配と中央との関係のあり方、そして武士の棟梁に成長していく伊勢平氏の祖で常陸介（常陸国は親王任国なので、介が受領）平維衡との紛擾や関係形成の様相を考究し、武士的受領の行動様式や武士の家人になっていく側から見た武士成立史を説明する糸口を示そうとした。

表1 真上勝岡の活動年表

---

長徳3年7月27日	：召合一番…左方国景に負（権記）
8月1日	：拔出二番…左方利近に勝（権記）
長保2年7月27日	：召合二番…左方阿閉長嶋に勝（権記）
7月28日	：拔出二番…左方物部惟信に勝（権記）
8月12日	：臨時三番…左方宇治部利村に負（部類）／左方助手御春時正に負（紀略）
寛弘2年7月29日	：拔出…時に右方腋で、左方宗丘数材（宗岡貞木）に勝（小右記）
8月10日	：最手越智常世とともに藤原道長より賜馬（御堂）
寛弘3年8月1日	：召合・拔出…左二番の美麻那重茂に負（権記、御堂）
寛弘4年8月20日	：臨時二番…左方助手公侯常時と対戦するも、常時が「申障被免」。
	布引二番でも対戦し、常時が勝（部類、権記）
長和2年7月29日	：召合十六番…左方腋公侯常時と取組→「依臨夜不取」（小右記）
8月1日	：拔出二番…左方宗丘数木に勝（小右記、御堂）
長和5年7月27日	：召合十七番…時に右方最手で、左最手公侯常節と取組→「不取」（小右記）
寛仁3年7月22日	：最手として参来（小右記）
7月27日	：召合十七番…時に右方最手で、左最手公侯常節と取組→「不取」か（小右記）
8月1日	：新参の越智富永について口添え（小右記）
治安3年7月27日	：召合 ※小右記7月29日条によると、供節か
7月28日	：拔出
万寿2年7月23日	：最手として参来し、右大将藤原実資に召見（小右記）
	※この年は7月16日に相撲節停止を決定
万寿4年7月22日	：最手として参来（小右記）
7月29日	：故障を理由に拔出に不参し、拘禁された本孝の身柄を引き取る
長元4年7月29日	：召合…右最手なるも「不取」（小右記） ※左最手は真髪成爲
7月30日	：抜出一番…「申障」（小右記）

\* 出典の略称：部類＝中右記部類、紀略＝日本紀略、御堂＝御堂関白記

---

常陸国における公侯氏の動向、『今昔物語集』卷二十三第二十一話「大学衆試相撲人成村語」、第二十五話「相撲人成村、常世勝負語」に登場する左方の相撲人真髪成村―為成―経則や卷二十五第九話「源頼信朝臣、責平忠恒語」で活躍する真髪高文などに関する知見には変更がなく、上述の探究を行う材料として重要であると考えられる。ただ、真上勝岡を常陸国の相撲人と見るべきかという点、実は自ら論考をまとめながら、一抹の疑問がないではなかった。そこで、小稿では自らの考察に異見を呈し、別案の展開の可能性を探ってみたい。

一 真上勝岡の出身地

私が真上勝岡を常陸国の相撲人と解したのは、上掲の『今昔物語集』に活躍する真髪マキの氏ウヂの面々の存在、郡領氏族出身の相撲人の事例も多いことから、真壁郡マキノ（白壁郡）の真髪部マキノ（白髪部）氏との関連が想起されたからである。但し、諸史料には勝岡の出身地を明記したものは見あたらない。そうした中で、次の史料には疑念を抱かざるを得ないところがある。

a 『小右記』長和二年（一〇一三）七月二十六日条

明範朝臣付「勝岡」進「唐物等」〔甘松四両、荒鬱金三両、金青三両〕。

b 『小右記』寛仁三年（一〇一九）七月二十五日条

（上略）最手勝岡参来、湯治之間暫不「召見」。此間将曹正方参「候於隨身所」、令「賜」熟瓜マカ、其後召見。重頼・為永・吉高等今夕若明旦使共参着歟。至「勝岡」騎用馬不「可」堪、仍乘「船」参上者。

c 『小右記』寛仁三年七月十四日条（参考）

（上略）淡路・阿波・伊与・讃岐相撲使府掌扶武入夜来云、伊与相撲人等乘「船」参上、明日・明々日間可「参着」者。



図1 相撲人の図（『古事類苑』より）

まず a は小野宮家の嫡流を継承した藤原実資が有する筑前国高田牧（『小右記』永祿元年（九八九）十一月二日条）の牧司の一人である藤原明範が真上勝岡に付託して唐物を進上したという記事で、明範は時に大宰府の府官と目され、後の刀伊の入寇の際には刀伊撃退に活躍する「府無<sub>レ</sub>止武者」の一人として名前が言上されている（『朝野群載』卷二十寛仁三年四月十六日大宰府解、時に前少監<sub>②</sub>か）。高田牧司としてはその他に大宰大監から少弐に昇進する藤原蔵規（肥後国の有力武士菊池氏の祖）や筑前国宗像郡の譜第郡領氏族宗像朝臣氏の面々なども知られており、現地有力者と小野宮家の関係が窺われるところである<sub>③</sub>。

今、高田牧および大宰府管内から実資に対する貢進の様子を整理すると、表2—01には大宰管内に派遣された部領使に付託して進上する例も見え、部領使には大將—〔次將〕中・少將—〔官人〕將監・將曹・府生—〔物節〕番長・案主・府掌—〔舍人〕近衛という近衛府の職階のうち、官人以下の人々が広く起用されていた<sub>④</sub>。とすると、a の勝岡も部領使として大宰管内に下向していたと見るべきなのであろうか。『小野宮年中行事』には「勘申、物部棟業・壬生保生・薩摩利生等、立<sub>三</sub>最手<sub>一</sub>之後、任<sub>三</sub>番長<sub>二</sub>之例事」とあり、最手から番長に任用されるルートがあったことがわかるが、物部棟業は寛平八年八月二十日最手官符↓延喜十二年八月七日番長、壬生保生は延喜二十一年に初めて最手になり、延長五年九月二十八日最手官符↓承平三年九月六日番長、薩摩利生は承平六年に初めて最手、承平七年最手官符↓天慶八年十月七日番長という経歴で、十年程度は最手の地位を守ることが必要であったと考えられる。a の時点では勝岡は腋で、擬近奏によって仮に近衛府に所属していたとはいえ、正規の構成員ではなかったので、相撲人としての供節、いわば現役を続ける状況では部領使に登用されるといふ状況は想定できないであろう<sub>⑤</sub>。

一方、表2—08・13・14では各地出身の相撲人の上京に付託して、当該国の国司や在地有力者が貢進を行ったり、逆に実資が彼らへの給付物を託したりする事例が見られる。大隅国に居住していた為頼は氏姓不明であるが、表2—07に

表2 高田牧・大宰府管内からの藤原実資への貢上

---

01	長和2年7月25日	藤原藏規*…大宰使府生若倭部亮範に付して唐物を進上
02	長和2年7月26日	藤原明範…勝岡に付して唐物を進上
03	長和2年7月29日	高田牧より絹30疋を進上
04	長和2年8月7日	高田牧司宗像妙忠*…豹皮・贄・八木等を進上
05	治安3年7月16日	高田牧より年貢を進上／牧司宗像妙忠*…別に唐物等を進上
06	治安3年10月21日	高田牧より臨時に雑物を進上／牧司宗像妙忠*…年穀上分を進上
07	万寿2年2月14日	宗像妙忠*…雑物を進上／香椎宮司武行…唐綾を進上／大隅掾為頼…檳榔200把を進上
08	万寿2年7月24日	「住大隅」延嘉朝臣が絹10疋、為頼が絹15疋・牛鞆色皮10枚を相撲人秦吉高に付して進上
09	万寿2年8月7日	高田牧より年貢を進上／牧司宗像妙忠*…別進物あり
10	万寿2年10月26日	藤原俊忠…大弐藤原惟憲の使として絹・檳榔を進上
11	万寿3年8月7日	《相撲人畠為永・秦吉高に高田牧駒下文を給付》
12	万寿4年4月28日	高田牧雑物解文を進上
13	万寿4年7月22日	為頼…相撲人秦吉高に付して絹・色革・菅貝を進上／肥前守惟宗貴重…相撲人畠為永に付して斑猪皮・色革を進上
14	万寿4年8月7日	《相撲人秦吉高に付して馬1疋を「住大隅」為頼に給付》
15	万寿4年12月8日	肥前守惟宗貴重…唐物・檳榔・温石鍋を進上
16	長元1年8月26日	高田牧より米・贄等を進上
17	長元1年9月7日	《前帥藤原隆家の消息により、夜久貝30余を遣す》
18	長元2年3月2日	薩摩守巨勢文任…使脚に付して絹・唐物等を進上／香椎宮司武…薬物・檳榔子を進上／高田牧司宗像妙忠*…雑物、また唐物を進上し、宋人周文裔の書状を送付
19	長元2年8月2日	「住大隅国」藤原良孝…色革・赤木・檳榔・夜久貝を進上
20	長元2年8月3日	薩摩守巨勢文任…紫草を進上
21	長元4年1月13日	大宰大監平季基…雑物を進上
22	長元5年11月19日	高田牧より桑直絹50疋解文を進上
23	長元5年11月20日	高田牧より桑直絹50疋を進上
24	長元5年12月7日	高田牧の新任司武行*…絹110疋を進上

---

(備考) 出典は『小右記』同日条、人名の右肩の\*は高田牧司を示す。

---

大隅掾とあり、これは『小右記』治安三年（一〇二三）正月十一日条に「故宮《大皇太后昌子内親王》御給大隅掾任料絹三十疋内廿疋預<sub>二</sub>観（音カ）院阿闍梨清臺」と記された実資の年給による任官と目され、為頼はその後も小野宮家に志送を行い、実資の方も馬を下賜するなど、密接な関係を維持したようである。その他、大隅国では表2—19の藤原良孝との交流も注目され、彼は表2—21の平季基（肥前国を拠点とする伊佐平氏）が島津庄立庄に関連した起こした大隅国府焼き打ち事件の際に、「焼亡国庁・守館・官舎・民烟并散位藤原良孝住宅<sub>一</sub>、及

掠<sup>二</sup>取財物<sup>一</sup>、殺<sup>二</sup>害雜人<sup>一</sup>」と見えており（『小右記』長元二年（一〇二九）八月二十一日条）、ここには関白藤原頼通——大宰大貳藤原惟憲——大宰大監平季基と右大臣藤原実資——大隅守船守重（『小右記』長和二年九月十五日条「守重者予僕也」）——大隅国住人藤原良孝という構造的対立があったと指摘されている。<sup>6</sup>

このように小野宮家が迎要地の国司・在地勢力と関係を有していたことは興味深いが、その点については別途考究することにしたい。論を相撲人の出身地に戻すと、表2—13の秦吉高、県為永は他に出身国を明記した史料はないが、それぞれ大隅国、肥前国の相撲人と見ることができよう。とすると、真上勝岡はaで大宰府関係者かつ高田牧司から藤原実資への貢進物を付託されているので、大宰管内のいずれかの国の出身で、大宰府を経由して上京する途次に、右近衛大将として右方相撲人を統括する実資との関係もあつて、物品を託されたと解するのが素直ではあるまいか。

次にもう一点、bは勝岡が立派な体格を有しており、騎乗に堪える馬がなかったという記述で、相撲人の具体像を彷彿させる材料として興味深い。勝岡は臂力を以て知られており（『御堂関白記』寛弘三年（一〇〇六）八月一日条）、相撲人らしい容姿であつたと想像される。この点は措くとして、bではまた勝岡が船で上京していると記されている。bに見える県為永・秦吉高の出身地は上述の通りで、重頼は藤井重頼、<sup>7</sup>『小右記』万寿四年（一〇二七）七月二十一日には「太宰相撲使番長《播磨》貞安参来云、相撲人来<sup>二</sup>着河尻<sup>一</sup>、今夕参上歟、重頼死去者」とあるので、彼らはいずれも西海道から京上する人々であつた。とすると、同時に話題になつている勝岡も彼らの同行者と目され、船を用いての京上も東国からではなく、西国からの到来が推定される<sup>8</sup>ところである（cも参照）。なお、表2—10の事例は相撲の還饗で、奇しくも真上勝岡には例禄以外に赤絹一疋が賜与されており、小野宮家と西海道とのつながりが看取される。

d 『続日本後紀』天長十年三月丙申条

肥后国葦北郡少領外従八位上他田継道叙<sup>二</sup>三階<sup>一</sup>、同郡真髪部福益賜<sup>二</sup>出身<sup>一</sup>焉。以下各輪<sup>二</sup>私物<sup>一</sup>、<sup>中</sup>濟<sup>中</sup>飢民<sup>上</sup>也。

e 浄水寺碑群・燈樓銘<sup>5)</sup>

樊善和上／御願造奉／燈樓一基／延暦廿年／七月十四日／真上日乙／肥公馬長／化僧藥蘭

f 『万葉集』卷五―八八六―八九一題詞

敬和為<sup>二</sup>熊凝<sup>一</sup>述<sup>二</sup>其志<sup>一</sup>歌六首并序。筑前国司守山上憶良。大伴君熊凝者、肥後国益城郡人也。年十八歳、以<sup>二</sup>天平三年六月十七日<sup>一</sup>、為<sup>二</sup>相撲使<sup>一</sup>国司官位姓名従人<sup>一</sup>、参<sup>二</sup>向京都<sup>一</sup>。為<sup>レ</sup>天不幸、在<sup>レ</sup>路獲<sup>レ</sup>病、即於<sup>二</sup>安芸国佐伯郡高庭駅家<sup>一</sup>身故也。(下略)

では、真上勝岡は北海道のどの国の出身であろうか。北海道には真壁郡・郷・里の地名や関連の神社名などの手がかりはないが、八・九世紀の史料を探索すると、dにより肥後国葦北郡に真髪部姓の豪族が存在したことが知られる。葦北郡は『書紀』敏達十二年是歳条で活躍する倭系百済官僚日羅の本拠地で、彼は「於<sup>二</sup>檜隈宮御寓天皇《宣化》之世<sup>一</sup>、我君大伴金村大連奉<sup>二</sup>為国家<sup>一</sup>使<sup>二</sup>於海表<sup>一</sup>火葦北国造刑部鞞部阿利斯登之子、臣達率日羅」と名乗っており、葦北国造葦北君の一員であった。<sup>9)</sup>日羅の父阿リス登は自らも刑部鞞部として部民制的奉仕を行っているが、西国の国造は自身は部民管掌に携わっていないものの、国造の役割としてその一族や配下の人々が呈する部民制的貢納の全体を処理して、中央への貢上等を担う形で部民制に関与したと目される事例も多い。<sup>10)</sup>ただ、阿リス登のあり方を見ると、葦北君一族は東国の伴造的国造の如くに自身が部民管掌に携わる形をとったようであり、dの葦北郡少領の他田姓者は葦北国造の一族で、他田<sup>11)</sup>敏達大王の訳語田(他田)幸玉宮に奉仕したことに由来する賜姓と考えられ、国造一族が郡領氏族として存続していたものと推定される。

dの真髪部福益は白丁とあり、郡司一族ではなかったようである。ただ、郡領他田氏とともに私物を輸して飢民を濟うという、当該期に散見する社会的救済を実施しており、郡司も含めた富豪層に位置づけられる人物であったことにな



表3 肥前・肥後国の国衙関係者・在庁官人

- (62) 肥前国：上国
- 01天暦5・2・11／平258：肥前国武雄社四至実検文の日下  
 神主：伴(草名)、五所官長：小槻(草名)、図師僧(草名)、郡司代：僧(草名)、書生：船宿禰(草名)、府使：平朝臣(草名)、実検使加賀権守；源朝臣(草名)
- 02天仁2・8・14／平1709：肥前国武雄社使上分田貢進状の日下  
 図師：僧(花押)、郡司掾：藤原(花押)、書生介：藤原(花押)、使／散位：惟宗朝臣(花押)
- 03天永2・10・2／平1753：筑前国観世音寺三綱解案  
 中津庄について、「新司在京之間、附在庁官人等解状」と見ユ
- 04天永3・1／平1764：武雄社使上分田貢進状の奥下(図師、郡司代、主典、使)  
 使／介：平(花押)
- 05天永3・12・17／平1788：武雄社使上分田貢進状の奥下  
 図師：僧(花押)、郡司代：僧(花押)、書生権大掾：伴(花押)、使／藤原(花押)
- 06元永2・12・27／長秋記  
 字紀権守…藤津莊事件：鎮西平氏で藤津庄司清澄の子直澄の妻の父として、源常弘らとともに加担。平正盛の郎従に捕縛される。在庁官人の上首か
- 07大治1・9・6／平2084：大宰府政所下文案  
 中津庄の保護を命じる。充所は「肥前国雑掌」とあり、実際には「在庁官人等宜以承知、依件行之」とある
- 08大治1・⑩・7／平2085：肥前国在庁所牒案の日下  
 権大目：真上元重、権大掾：清原、権介：酒井(在判)・清原(在判)・平・酒井(在判)・佐伯朝臣(在判)・源朝臣(在判)・上毛[野脱カ]朝臣(在判)・藤原朝臣
- 09嬉野系図  
 権守：藤原幸通…永暦1年に反乱を起こした日向通良の弟、「大治年中賜肥前国養父郡綾部庄大進房之跡、初而下向。小浜・西郷・綾部・藤本・土井等之先祖」とある
- 10平治1・11／平3040：肥前国武雄社上分田奏免状の奥下  
 図師：僧(花押)、郡司代：僧(略押)、書生権介：酒井宿禰(花押)、使／明法得業生：佐伯(草名)…実検所(使—書生—郡司—図師)を構成
- 11応保2・3・23／平4804：肥前国司庁宣案  
 河上宮一宮の神事について「在庁官人及社宮等宜承知、更不可違失」と見ユ
- 12嘉応2・3・10／平3535：留守所下文案  
 権介：船、酒——(在判)・縣、(在—)・橘、(在—)・上野、大江、(在—)・源——船、(在—)・?・船、(在—)・筑志(在—)・?、目代：——(在—)
- 13承安3・2・14／平3619：清原兼平質地去状案  
 権介：清原真人兼平…私領を沾進
- 14安元1・12／平3734：大宰大式庁宣案  
 在庁官人…建春門院領に対する国役停止を命じられる
- 15安元2・6／平3766肥後国河上宮神田注文書の奥(「任社家注文、在庁官人等加署之」)  
 権介：酒井宿禰(在—)、介：船井宿禰(在—)・上宿禰(在—)・上宿禰(在—)・橘朝臣(在—)・源朝臣(在—)・藤原朝臣(在—)・藤原朝臣(在—)・伴朝臣(在—)・橘朝臣(在—)・船宿禰・船宿禰(在—)・酒井宿禰(在—)・縣宿禰・伴朝臣(在—)
- 16保元3・3・23／河上神社文書95：留守所下文…僧琳譽を河上宮座主職に任命  
 権介：伴(花押)・船(花押)・源(花押)・上毛野(花押)・文屋朝臣(花押)・酒



井宿禰（花押）・平朝臣（花押）・船宿禰（花押）・筑紫宿禰（花押）・伴朝臣（花押）、  
目代散位：橘朝臣（花押）

17歴代鎮西要略

在庁国司：高木肥前守宗貞…「世々国府執行」で於保郷を知行、宗家の父

18文治2・8・12／鎌156；留守所下文【以下、\* = 在判or花押】

権介：源\*、介：伴・縣\*・船\*・源朝臣・橘朝臣・上宿弥・酒井宿禰\*・船宿禰\*・  
酒井宿禰\*、目代：平\*

19文治5・11／鎌414；橘成弘解案…免除申請に対する在庁官人等加署

権介：船宿禰\*・酒井宿禰\*・上野宿禰\*・橘朝臣\*・源朝臣\*・橘朝臣\*・船宿禰・  
船宿禰・酒井宿禰・伴朝臣\*・源朝臣\*・酒井・筑志朝臣

20建久4・10・3／鎌693；留守所牒案

権介：源\*・橘朝臣\*・伴朝臣\*・酒井宿禰・船宿禰\*・船宿禰\*・橘朝臣\*・源朝臣\*・  
橘朝臣\*・酒井宿禰\*、目代：中原\*

21建久7・2／鎌834；肥前河上宮講衆等解案…課役免除の在庁官人等加署

権介：酒井宿禰\*・橘朝臣・源朝臣\*・藤原朝臣・藤原朝臣\*・船宿禰\*・船宿禰・  
酒井宿禰\*・伴朝臣\*・橘宿禰\*・源朝臣\*、権大掾：?\*、大目：伴

22建久8・正・20／鎌895；藤原遠清田地奉免状…免判

公文：酒井宿禰\*・?・?・?・源朝臣\*、田所：僧\*、惣公文：?、政所：?、散位：  
中原朝臣\*

23承元2・6／鎌1748；僧良嚴解写…別所山住僧良嚴に対する免判

目代右衛門尉：俊□\*

24承元2・6／鎌補531；僧良嚴解状…留守所裁判を申請→袖判

留守所目代左衛門尉：藤（花押）

25承元3・4・25／鎌1793；留守所下文案…川上宮五八月両会流鏑馬事を定める

権介：船宿禰・平朝臣（在判）・—————・—————・—————・—————  
—————（在判）・—————（在判）・—————・—————、目代右衛門尉：藤原在判

26建暦1・5・17／鎌1875；肥前国留守所田地寄進状

…一宮河上社の南門料として免田三町を寄進

権介：平朝臣（花押）・橘朝臣・[ ]

27嘉禄1・7／鎌3391；肥前国留守所奉免状写

…河上宮の宇佐宮三十三年一度御造替用途料の賦課を免除

権介：船宿禰・縣宿禰・藤原朝臣・酒井・平・船・酒井・上野・酒井・橘・県・船・  
藤原・藤原、目代：大法師

28寛喜4・3／鎌4306；大法師榮賢解状…「任留守所御裁御裁判旨、在庁官人等加署之」

権介：藤原朝臣（裏花押）・藤原朝臣・橘朝臣（花押）・上野朝臣（花押）・源朝臣・  
船宿禰（花押）・酒井宿禰（花押）・藤原朝臣・船宿禰（花押）・県宿禰（花押）、右  
衛門少尉：源朝臣（花押）

29貞永1・3・25／東大寺大勸進文書集80；関東御教書

…高木六郎家知が六箇里書生・税所執当両職を押領した旨を訴える

在庁権介：基直

30天福2・7・?／鎌4683；肥前国司庁宣

…肥前国高来西郡三郎丸名内伊福□□檢注収納使職に任命：「云国方万雑  
公事弁、云郡使・書生之交、不可有其煩」として、別納不輸を認める

収納使職：藤原通清

31文暦2・8／鎌4817；肥前河上山衆徒解

…無縁所たることの証明を求める→在庁官人が奥に署名

- 権介：藤原朝臣・藤原朝臣・橘朝臣・上野朝臣（花押）・源朝臣・船宿禰（花押）・上毛朝臣（花押）・藤原朝臣（花押）・紀朝臣・県宿禰・酒井宿禰
- 32延応2・2・14／東大寺大勸進文書集39；官宣旨  
肥前守藤原親頼が国守を拜任し、在京雑掌に土風を尋ねる
- 33仁治2・1・22／鎌5743；肥前国河上宮政所注進状の袖書…税田所に勘申を指示  
目代：——（在判）
- 34仁治2・5・18／東大寺大勸進文書集16；官宣旨  
肥前守藤原行久良の奏状中に在庁官人（庁官とも）等解を引き、国内の情勢を示す
- 35文永3・6／鎌9547；肥前国郷檢注帳案  
…書生、介兼政公廨給田、介国高公廨給田、大領免、庁所司時国公廨給田、政所直田、郡司正得分、など見ユ@鎌9548  
——（在判）・——（在判）・——（在判）・——（在判）・——（在判）  
（在判）・——（在判）・——（在判）・——（在判）  
御目代：豊橋法橋慶実（←文永2年に檢注）
- 36弘安4・2・7／鎌14247；大勸進聖守書状  
…河上宮造営を一国平均役で執行すべき旨を伝える  
在庁
- 37正応3・2・20／鎌17273；少式経資召文…肥前国領郷之所課・宇佐宮用途事を執達  
執行
- 38正応5・7・5／鎌17965；鎮西奉行連署書下案  
執行職：於保四郎入道
- 39永仁6・6／鎌19725；肥前国在庁（？）解案…高麗国驛使の到着etc.@鎌19724・730  
在庁カ：高橋国平（在判）・高橋則貞（在判）・高橋国繩（在判）・舟（丹）治助近（在判）・高椋忠重（在判）・宮原貞弘（在判）・大中臣高光（在判）・田隈実吉（在判）・高橋則房（在判）・舟（丹）治実光（在判）・平重光（在判）・平宗弘（在判）・藤井守正（在判）・藤井重光（在判）・宗形吉光（在判）
- 40正安4・9・10／鎌21234；鎮西御教書案…河上社造営  
在庁
- 41乾元2・4／鎌21470；肥前国河上社座主弁髪解状  
奥に「留守所御外題明白之上者、在庁官人等加署權之」権介：藤原朝臣・藤原朝臣・藤原朝臣（花押）・藤原朝臣（花押）・県宿禰（花押）・藤原朝臣（花押）目代：法眼（花押）（袖に署名〔留守所裁の外題〕）
- 42乾元2・8・4／鎌21590；鎮西御教書案…河上社造営  
在庁
- 43正和4・6・2／鎌25526；鎮西下知状  
国衛雑掌
- 44文保2・2・10／鎌26545；肥前河上宮免田領主交名注文案  
城崎西郷書生：通政、山田東郷書生：兼益、小津東郷書生：恒持、政所代：家国「留守所御外題明白之上者、任先例、在庁官人等加署之」権介：藤原朝綱・藤原朝臣・藤原朝臣（花押）・伴朝臣（花押）・藤原朝臣（花押）・藤原朝臣（花押）・藤原朝臣（花押）、安德判官代次郎（判官代次郎、安德次郎とも見ユ）
- 45文応3・2・27／鎌27726；肥前高来西郷永吉名国方馬上檢注目録  
国師兼郡司、書生：（花押）、大使（花押）
- 46文亨2・9・1／鎌28165；肥前河上社遷宮儀式注文…在国司が官幣使を務める  
在国司：弥二郎大夫兼益  
「為後證、在庁官人等所令注進如件」権介：藤原朝臣兼益（花押）・藤原朝臣元氏（花

- 押)・藤原朝臣兼利(花押)・藤原朝臣恒持(花押)・伴朝臣忠恒(花押)・梶宿禰季通(花押)・船友国(花押)、庁所司:清原
- 47元亨3・9・16/鎌28523;鎮西下知状…文治5・11の文書に見ユ  
権介:成弘
- 48元亨4・6・16/鎌28725;鎮西下知状…文保2・2・10の文書に連署  
国衛直人
- 49正中2・3・12/鎌29040;造宇佐宮作料米絹等勘定状  
調所代:正善(花押)、税所代:道之(花押)、御使代:湛幸(花押)、御使代:長秀(花押)、小目代:念法(花押)
- 50正中2・8・7/鎌29175;肥前国調所代正善等連署勘定状  
調所代:正善(花押)、税所代:光明(花押)、御使代:有貞(花押)、御使代:長秀(花押)、小目代:念法(花押)
- 51正中3・3・2/鎌29368;肥前国目代某書下  
…国司初任勘判・重任勘判を一宮川上免田に切違  
目代(花押)
- 52嘉暦3・9・25/鎌30400;目代某請取状案(青方文書)  
目代:(花押)
- 53元徳4・1/鎌31669;肥前河上社雑掌邦陣状写  
在庁、留守所
- 54正慶1・8カ/鎌31837;造東大寺領肥前国雑掌申状  
国衛
- (63)肥後国:大国
- 01久安1カ/平4719;肥後国訴状案  
雑色:海貞清…大將軍木原広実の二男秀実により射傷せらる  
目代…国庁館下関部路頭で秀実に数度射危される  
在庁…2/30在庁解により、広実の公物運取を証言  
権介:季宗…田口新大夫行李により私領山手村を焼掃われる(康治2・4・3)  
国使権介:近依…4月中旬:行李に凌辱される
- 02治承4・11・17/玉葉  
権守:菊池権守(隆直)…「鎮西之賊」とあり、寿永1・5・11条で筑後守貞能に帰降
- 03寿永1・3・30/吉記  
目代:久兼…脚力を京上させ、菊池隆直の反乱、筑後守貞能による国務押取と目代逐出を言上
- 04今昔12-28「肥後国書生、免羅刹難語」  
…「今ハ昔、肥後ノ国ニ一人ノ書生有ケリ、朝暮ニ館ニ參テ、公事ヲ勤テ年来ヲ経ル間ニ、忿事有テ早朝ニ家ヲ出テ、館ニ參ケルニ、従者无クシテ只我レ一人馬ニ乗テ行ク、書生ガ家ヨリ館ノ間、十余町ノ程ナレバ、例ハ程モ无ク行き着クニ」→羅刹に会う  
…家は館と別処(十余町の距離)にあり、館に出勤して公事を勤める
- 05『古代氏族系譜集成』(古代氏族研究会、1986年)所掲  
主帳税所公文:宇治宿禰惟親…平城宮朝阿蘇郡擬大領平田麻呂の九世孫  
主帳公文:惟通…惟親の子  
判官代:日奉直親安…益城郡の郡領氏族? 正暦3・6・12卒(71才)  
合志郡司兼行判官代:親保…親安の長男  
益城郡政所:親義…親安の次男
- 06建久6・2・8/鎌767;留守所下文案【以下、\* = 花押】

- 権介：中原朝臣\*・肥宿禰\*・紀朝臣\*・肥宿禰\*・清原真人\*・佐伯朝臣\*・肥宿禰\*・真上真人\*・佐伯朝臣\*
- 07建久6・3／鎌777；肥後甲佐領立券文案  
 宇土権介：紀朝臣\*、益城上郷：源氏(マ) \*、益東権介：肥宿禰\*、書生権介：肥宿禰\*
- 08建久6／泉涌寺不可棄法師伝  
 在庁：秦小大夫…正法寺の大檀那
- 09嘉禎2・3・17／鎌4945；大友親秀讓状  
 税所公文国侍所司職：大友親秀…父能直から伝来→三男観音丸に譲与  
 @その他、豊後・肥後の地アリ
- 10仁治2・6／鎌5904；肥後国留守所下文  
 郡司：紀(花押)、書生：(花押)、大使：(花押)
- 11弘長2・12・28／鎌8909；肥後国司庁宣  
 留守所在庁官人宛
- 12弘安6・12／鎌15043；肥後野原莊檢注目録…国侍給・国雜色・書生給見ユ  
 書生代：沙弥(花押) …凶師・公文ともに署判
- 13正和1・4・9／鎌24588；秀度奉書案…藤崎宮の造宮料所  
 在庁官人  
 (備考) 出典の略称：平=『平安遺文』、鎌=『鎌倉遺文』の文書番号。東大寺大勸進文書集は吉川聡・遠藤基郎・小原嘉記「『東大寺大勸進文書集』の研究」(『南都仏教』91、2008年)に依拠。人名の「？」は肩書のみで氏名が記されていないことを示す。

① d以前の当地における真髪部氏の動向としては、eにより益城郡に真上日乙なる有力豪族がいたことがわかるが、その在地における位置づけは不詳である。また時代は大きく下るものの、表3―肥後国の06に権介真上真人氏が見えており、在庁官人としての真上氏の存在が知られる。相撲人と在庁官人・武士とのつながりからは、この間をつなぐ存在として真上勝岡を位置づけることも可能であろう。

なお、肥後国の相撲人としては、『長秋記』・『中右記』・『九条家本中右記部類』天永二年(一一一一)八月二十日条に二番右方の梶恒方、四番右方の藤井貞季(末)(字渡二郎と見える)が活躍しており、『九条家本中右記部類』臨時五番「或人記」延久三年(一一七一)八月三日条の阿曾経平・成清、また散見する宇治部姓の者などは阿蘇郡の郡領氏族宇治部公(宇治宿禰)との関連が推察されるところである。② その他、fの大伴君能凝も単なる国司の従者として京上したのではなく、やはり相撲人として随行したものとと思われるので、これも肥後国の相撲人の事例とした

い。益城郡の有力豪族としてはeの肥公馬長が知られ、同じく君(公)姓であり、大伴君も相応の有力豪族と目される。上述の敏達紀に看取される中央の大伴氏と肥後地域の豪族との関係にこの大伴君の存在も位置づけることができるかもしれない。ちなみに、西海道では百済救援の役で出兵した筑後国上妻郡の大伴部博麻(『書紀』持統四年十月乙丑条)、天平八年度薩摩国正税帳に出水郡の主政外初位上勳十等大伴部足床、主人帳無位大伴部福足(『大日本古文書』二二〇)、また表3―肥前国の16・18―21・44・46に伴朝臣などが知られ、いくつかの国に分布していたようである。

八・九世紀の史料ではないが、以上の肥後国以外にも、表3―肥前国の08には権大目真上元重の名が見える。肥前には上述の真上勝岡とともに京上していた相撲人梶為永があり、勝岡の出身地としてはこの肥前国の可能性も考慮しておきたい。その他、『天間成文抄』第四・請料に「長徳三秋」筑後権介正六位上真髪部宿禰守忠(海印寺作料)という事例もあるが、こちらは筑後国出身者か否か確定できず、一応除外してみたい。以上を要するに、真上勝岡の出身地は肥前国か肥後国と目されるのである。勝岡の出身国についてはこれ以上の材料がなく、勝岡に関する知見はもはや付加・削除するところはない。したがって真上勝岡の出身地を訂正するという目的は果されたので、ここで考察を終えてもよいのであるが、以下、さらに相撲人と在庁官人・武士という視点から、肥前・肥後の国衙機構をめぐる問題や西海道との相撲人と国衙・武士との関係如何といった点に関して別案を敷衍してみたい。

## 二 肥前・肥後国における国衙機構の展開

ここでは真上勝岡の推定出身地に関連して、肥前・肥後国における国衙機構の様相と武士の関係を整理する。西国では在庁官人が武士化すると言われており、郡領氏族以来の伝統を有する在地豪族が国衙に転身し、書生・判官代などに

なり、在庁官人の上首者として国内武力を統括する存在になっていく例が見られる<sup>13</sup>。但し、西海道に關しては東国と相似する状況を呈し、武士が在庁官人化することで、在来の豪族とは異なる新たな在地勢力が確立していくという側面もあるようである。東国では十世紀代から桓武平氏などの活動が知られているのに対して、大宰管内では寛仁三年の刀伊の入寇を契機に、これを撃退した大宰府の「無<sub>レ</sub>止武者等<sub>一</sub>」が武力を誇示、彼らの子・孫の世代、十一世紀後半〜十二世紀前半に各地に定着して大藏氏流、菊池氏、鎮西平氏などとして展開していくことになる<sup>14</sup>。

g 『春記』長久元年（長曆四一〇四〇）四月十三日条

（上略）少時定親婦參奏云、別当令<sub>レ</sub>奏云、定任後家有<sub>二</sub>嫌疑<sub>一</sub>兩人。肥後前後司間有<sub>二</sub>由緒<sub>一</sub>、而皆殆及<sub>二</sub>合戰<sub>一</sub>。依<sub>二</sub>此事<sub>一</sub>新司為弘語<sub>二</sub>付彼國人平正高<sub>一</sub>、令<sub>二</sub>京上<sub>一</sub>、即殺<sub>二</sub>定任<sub>一</sub>歟。已有<sub>二</sub>其疑<sub>一</sub>。件正高是平則高（五位）子也。件父子隆家之郎頭也。此度運上物之押領使京上云々。又安房守真重之子兵衛尉真季、与<sub>二</sub>定任<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>故。若是等所為歟云々。仰云、以<sub>二</sub>此旨<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>閔白<sub>一</sub>也。彼父則孝若在<sub>レ</sub>京歟。然早可<sub>二</sub>搦捕<sub>一</sub>由可<sub>レ</sub>仰也。（中略）晚頭右衛門尉季任參入、伝<sub>二</sub>別当消息<sub>一</sub>云、平則孝令<sub>二</sub>尋問<sub>一</sub>之処、此度不<sub>二</sub>京上<sub>一</sub>云云。仍問<sub>二</sub>彼定任後家<sub>一</sub>、申云、此度則孝不<sub>二</sub>參上<sub>一</sub>。只彼子正孝參上、經<sub>二</sub>一夜<sub>一</sub>下向者。但至<sub>二</sub>于正孝<sub>一</sub>者、彼夜中差<sub>二</sub>檢非違使等<sub>一</sub>、遣<sub>二</sub>尋河尻辺<sub>一</sub>已了。其使未<sub>二</sub>婦參<sub>一</sub>者。予先申<sub>二</sub>閔白殿<sub>一</sub>、命云、以<sub>二</sub>此旨<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>奏者。又奏聞、仰云、則孝不<sub>二</sub>京上<sub>一</sub>、何為乎。至<sub>二</sub>于正高<sub>一</sub>慥可<sub>レ</sub>尋之由、重可<sub>レ</sub>仰者。（下略）

h 『春記』長久元年四月三十日条

一日閔白被<sub>レ</sub>命云、定任殺人嫌疑入、先日捕<sub>レ</sub>之。是成章之郎等也。是男筑紫人也。件男依<sub>二</sub>無<sub>一</sub>指事、免除云々。知<sub>レ</sub>事也。但定任殺<sub>二</sub>府老<sub>一</sub>（某丸）已了。其兄法師又被<sub>レ</sub>殺了。是定任所為也。其府老之弟男・又法師之子等、是武勇者也。共成<sub>レ</sub>惡脱去、不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>其在所<sub>一</sub>。是若彼等所為歟。更不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>疑<sub>二</sub>他人<sub>一</sub>事也。又後家告言、藏隆是府老之近親也。定内々有<sub>二</sub>通事<sub>一</sub>歟者。件出家男於<sub>二</sub>獄中<sub>一</sub>自害了云々。獄中不<sub>レ</sub>置<sub>二</sub>刀劔之類<sub>一</sub>。近來庁之事只依<sub>二</sub>賄賂<sub>一</sub>云云。尤可<sub>レ</sub>悲事也云々。

i 『高山寺本古往来』五・六

(五) 謹言。被<sub>レ</sub>差<sub>レ</sub>定<sub>レ</sub>京上官米押領使<sub>一</sub>之由、只今從<sub>レ</sub>稅所判官代許<sub>一</sub>申來。松影寔雖<sub>レ</sub>武者子孫<sub>一</sub>、專不<sub>レ</sub>繼<sub>レ</sub>其業<sub>一</sub>之上、年老身貧不<sub>レ</sub>儲<sub>一</sub>一人隨兵<sub>一</sub>。若有<sub>レ</sub>非常臨事<sub>一</sub>、必可<sub>レ</sub>招<sub>レ</sub>嘲哂<sub>一</sub>歟。早被<sub>レ</sub>申停<sub>一</sub>者、天幸々々。謹言。(六) 若有<sub>レ</sub>運米押領使<sub>一</sub>勤<sub>レ</sub>仕公事<sub>一</sub>之由、郡司・書生之間有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>傳言<sub>一</sub>、仍所<sub>レ</sub>撰定<sub>一</sub>也。敢不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>对捍<sub>一</sub>。但至<sub>レ</sub>于從兵<sub>一</sub>、諸郡兵船苟有<sub>レ</sub>其員<sub>一</sub>。既謂<sub>レ</sub>將軍豈不<sub>レ</sub>隨<sub>レ</sub>其命<sub>一</sub>哉。速以<sub>レ</sub>此趣<sub>一</sub>、重仰遣者。国宣如<sub>レ</sub>此。乞也悉<sub>レ</sub>之。謹言。

肥後の有力武士菊池氏の祖は第一章で触れた藤原蔵規で、g・hにはその子・孫(図2)の土着のあり方や国衙機構との関係が看取される。これは前後守藤原定任殺害事件に関する記事で(第一報は四月十一日条に所見)、gでは平則高・正高父子が下手人に擬されているが、四月十七日条には「藤正高、件人は則高之息也、帥隆家卿之郎頭也」、四月二十七日条に「藤原蔵(正イ)隆(則隆男)、慥可<sub>レ</sub>召進<sub>一</sub>之由、可<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>官符於大宰府<sub>一</sub>也。必不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>注<sub>レ</sub>載由緒<sub>一</sub>歟。件男父子隆家第一之者也。若有<sub>レ</sub>隱忍<sub>一</sub>者、為<sub>レ</sub>彼帥<sub>一</sub>尤不便歟」などと記されているので、正高は藤原正高が正しく、その父子関係は図2と合致している。これらによると、則高(隆)・正高(正

真上勝岡異見

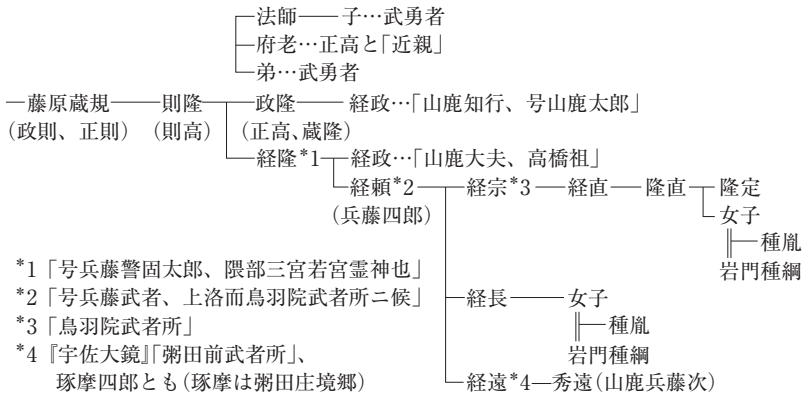


図2 菊池氏の略系図



隆、藏隆）父子は長暦元年（一〇三七）八月任の大宰権帥藤原隆家の有力な郎等であったといい、則高は五位の位階を有していた。

藤原隆家は刀伊の入寇の際に大宰府官長であり、三十七歳で着任、現地にあって事態に対処することができたが、今回の二度目の権帥（在任長暦元年（一〇三七）～長久二年（一〇四一）は五十九歳で拜命、万寿二年（一〇二五）十二月に四十五歳で中納言を辞任して前中納言としての任官であり、現地には赴任しなかったと考えられる。したがって則高父子が隆家と関係をつなげたのは、初度の赴任時、囊祖藏規の時代からの有縁であったと見ることができ、三種の『菊池系図』（『続群書類従』第六輯下）の則高（隆）の項には「大宰少監大夫将監／延久二年庚戌初而肥後国菊池二下向、始菊池領主」、「大夫将監／延久二年庚戌人皇七十一代後三条院御宇菊池郡下向」、「従五位下菊池大夫将監／人主七十一代後三条院御宇延久四年壬子父子初下肥後国、居菊池郡」などと注されており、延久二年（一〇七〇）ないし四年という年次は措くとしても、府官から肥後国への進出を企図したのである。子正高（政隆）は「西郷太郎」と称されているので、「西郷」の地に所領を有し、肥後への定着をさらに強固にしていくなことになる。

g・hには何人かの者が嫌疑人となったことが見えるが、hによると、この事件は元来藤原定任と府老との争いに端を発し、<sup>15</sup>定任による府老の殺害、そして府老側の報復行為によるものであったことがわかる。正高は府老の近親であったと言うから、何らかの関与が疑われているところである。「近親」は婚姻などによる関係を示唆し、西海道では大宰府の勢威は絶大であり、<sup>16</sup>藏規―則隆が大宰府周辺で築いた人的つながりを維持することは、肥後国における活動でも資するところは大きかったと考えられる。図2ではまた、肥後で菊池氏として定着してからも、大宰府周辺の大藏氏流の人々と婚姻関係を持っていたことが窺われ、<sup>17</sup>西海道諸国の中心大宰府、さらにその先にある中央の朝廷とのつながりも常に視野に入れながらの展開であったと目される。

では、菊池氏に連なる人々はどのようにして肥後国で地歩を築いていったのであろうか。gによると、藤原正高は運上物の押領使として上京していたことが知られ、則高も京上が云々されているので、以前に同様の役柄で上京したことがあったのではないかと考えられる。この場合の押領使は押領使・追捕使と併称される国衙軍制を担うものではないが、やはり武力を有することが不可欠であり、国衙軍制の押領使につながる存在であったと見なされる。<sup>(18)</sup> iの『高山寺本古往来』は能因（永延二年〔九八八〕）〜永承五年（一一〇五〇）の如き人物の撰に比定される文例集で、<sup>(19)</sup> g・hと同時にのものであり、そこには京上官米押領使なる役職が登場している。この運米押領使には「武者子孫」で武力を發揮し得る人物、武名を揚げて人々が信服するような勢威を持つ者が起用されるようであり、諸郡兵船や隨兵を差発する権限を有する「將軍」として、武士が国衙機構に位置づけられていく契機になったと目される。<sup>(20)</sup> iではまた、そうした譜第性ととともに、郡司や国書生、<sup>(21)</sup> 即ち国衙機構を支える在地有力豪族からの推挙、彼らとの信頼関係も重要な要素であったことが看取されるところである。

gによると、藤原定任殺害事件については当初は肥後国の受領交替に伴う紛擾が原因ともされており、後司である某為弘が正高らに命じて前司を殺害させたという情報が伝えられている。則高・正高父子はそれ程までに国衙機構と密着していた訳であり、武者と国衙との関係を窺わせる好例となる。その後の菊池氏の展開としては、正高（政隆）の兄経隆の系統が本流になり（図2では体裁上、政隆を先に記したが、『菊池系図』の兄弟関係では経隆が兄、政隆が弟である）、図2によると、院武者所を務めるなど、中央とのつながりも有していたことが窺われる。治承・寿永内乱期に活躍する隆直（高直）は在庁官人の上首者として「菊池権守」と見え（『玉葉』治承四年〔一一八〇〕十一月十七日条）、反平家に立ち上がり、<sup>(22)</sup> 一旦は平貞能に鎮圧されるが（『吉記』養和元年〔一一八一〕四月十四日条、『玉葉』寿永元年〔一一八二〕五月十一日条など）、源氏方として以後の菊池氏の繁栄を築いている。

j 『平安遺文』四七一九号久安元年（一一四五）肥後国訴状案<sup>23</sup>

① 「百六十三疋五丈之上、於領」後、前司秦重朝臣任以後、年別七斗甘葛汁凡不進濟、為極訴之處、去天養元年（一一四四）十二月十九日、日中押圍貢御所野部山專当近包宿所、運取貢御甘葛之後、直令殺害近包之身了。即雖訴申、无其沙汰。所行之旨、謀殺第一也。早奏聞公家、欲被行罪科矣。／② 同広実養子秀実射危目代、射傷雜色貞清、殆及死門事。大將軍広実二男秀実、郎從二人（彌藤次、内五男）、殘十余人（不知姓名）。追取馬三疋、綴牛皮一領、胡錄一腰。副進府解一通。右、件秀実、於国庁館下関部路頭、数度射危目代兩人、希有存命。又射傷雜色海貞清了。事之子細見于府解。訪之古今、未曾有事也。仍奏聞公家、欲行罪科矣。／③ 同広実運取公物稻千束・米十六石事。詫万西郷木部保司訴申稻六百余束并八代北郷豊福保内封納稻四百余束・米十六石運取事。右、木部保内田堵市丸作田所当官物府米封納之後、今年二月之比、不憚国威、恣所運取也。又豊福保稻事、去二月卅日在庁解・官使等申文明白也。凡如是公物押取之条、古今未曾有事也。偏国中濫行、唯在広実一人。仍奏聞公家、欲懲後昆。／④ 一田口新大夫行季燒掃公地山手村押取雜物旁致損亡事。与力人、僧嚴仁、経盛男高三太郎、同後子乘月房。右、件行季背伯父経盛沽券、去康治二年（一一四三）四月三日午前、引率千余人軍兵、発向権介季宗私領山手村、搜取内財雜物、燒掃四十余宇之在家、恣打損建部成末・菅野為国、所追取女六人也。損亡米廿五石二斗六升・糶十五石・稻二百卅五束・大豆十八石七斗二升・小豆一石五斗五升・蕎麥一石七斗九升・苜蓿四百廿束・苜蓿四十五束・胡摩六升・塩一石一斗六升・輕色准絹八千二百八十九疋、自余雜物不可勝數。又去年内檢之間、乘馬一疋押取了。謂其直法、既五百疋也。仍奏聞公家、欲懲傍輩矣。／⑤ 同行季去四月中旬打凌礮国使権介近依、殆及死門事。右、件行季者、砥川大夫経盛之甥也。彼経盛死去之尅、為官物之弁、定彼近依入向之日、田口大夫経延并行季為張本、不レ論是非、

所<sub>レ</sub>打<sub>レ</sub>凌<sub>三</sub>礫<sub>二</sub>国使<sub>一</sub>也。乍<sub>レ</sub>置<sub>三</sub>嫡子盛延<sub>一</sub>、巧<sub>三</sub>謀計<sub>一</sub>、企<sub>三</sub>非論<sub>一</sub>之条、左道第一也。狼藉之至、何事如<sub>レ</sub>之。仍奏<sub>三</sub>聞公家<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>被<sub>三</sub>斷罪<sub>一</sub>矣。(兼又行季所<sub>三</sub>運取<sub>一</sub>之国庫納砥川官物米四十三石五斗・稻千八百八十八束、可<sub>レ</sub>被<sub>三</sub>糺返<sub>一</sub>也。) / ⑥一久万郡住人貞倫并舍弟六郎重平等、追<sub>三</sub>掃同郡住人守高城内<sub>一</sub>、押<sub>三</sub>取種々雜物・人馬<sub>一</sub>、虜<sub>三</sub>領彼所領田畠<sub>一</sub>事。与力人、日向国真幸院住人字小郡司貞重・波多利三郎别当正晴・入田太郎貞明・和泉比草次末平・草藤次貞守、当国住人八代藤三重永・同所従(字四郎别当同舍弟)：

k『平安遺文』五〇七五号養和元年(一一八一)十二月肥後国鹿子木庄雜掌成安解  
肥後国鹿子木御庄雜掌成安解 申請 勝功德院政所裁□。請<sub>レ</sub>被<sub>下</sub>殊蒙<sub>二</sub> 恩裁<sub>一</sub>免除<sub>上</sub>、且為<sub>三</sub>阿蘇神人濫行<sub>一</sub>、且依菊池高□(直カ)不<sub>レ</sub>運<sub>三</sub>上年々御年貢米<sub>一</sub>未<sub>レ</sub>□。(下略)

その菊池高直の肥後国における活動を見ると、kの本文(下略部分)には「又至<sub>三</sub>于去年御年貢<sub>一</sub>者、為<sub>三</sub>菊池乱逆<sub>一</sub>」「<sub>一</sub>畢<sub>レ</sub>」「使貞能朝臣下向之刻、彌以騒動之故」などとあり、正に上述の反乱に関連する事態が記されている。ここでは高直が鹿子木庄の年貢米を肥後国から京都に運送・上納する役割を果していたことが知られ、g・hで見た菊池氏の祖則高・正高父子が国衙の「運上物之押領使」として京上していた姿と通有する。鹿子木庄の根本領主沙弥寿妙が庄園を大宰大式藤原実政(在任応徳元年(一一〇八五)六月二十三日〜寛治二年(一一〇八八)。十一月二十八日に伊豆配流)に寄進したことは周知の通りであり(『平安遺文』三三三二号長寛二年十二月二十七日中原親貞解など)、大宰府と菊池氏のつながりを考慮すると、このような菊池氏の存在形態を前提に、実政への寄進に伴って、菊池氏が鹿子木庄の年貢進上も請け負うようになったのではないかと指摘されている<sup>24</sup>。こうした庄園・公領を支える存在としての菊池氏、またそれ故に国衙や中央と対立する姿は、少し時代を遡ったjにも看取されるところである。

jには①〜⑥の案件が記され、前後欠の文書であるが、①〜③は「大將軍」と称される広実とその一族、④・⑤が田

口新大夫行季とその一族、⑥が久万郡住人貞倫らが関わる濫行事件を伝えている。①～③の広実は承安三年（一一七三）正月十八日肥後国源顕実山地寄進状（『平安遺文』三六一八号）に登場する源姓木原氏につながる人物に比定され、iの「将軍」の呼称、康治三年（一一四四）正月筑前国観世音寺所司解（補三一十九号）で大監三毛大夫季実（大藏氏流で、『宮寺縁事抄』宮崎造宮事には仁平元年（一一五一）九月二十三日の事件において、大宰府目代宗頼が「以<sub>二</sub>檢非違所別当安清、同執行大監種平・季実等<sub>一</sub>為<sub>二</sub>使張本<sub>一</sub>、引<sub>二</sub>率五百余騎軍兵<sub>一</sub>、押<sub>二</sub>混宮崎・博多<sub>一</sub>、行<sub>二</sub>大追捕（捕<sub>一</sub>）」と見える）らが「大將軍」と称されている（軍兵五百余人を発す）ように、相当数の軍兵を率いる一國棟梁への道を歩んでいたと目される。<sup>(25)</sup>②では国府周辺での目代襲撃、③では国衙領である保の官物掠奪が糺弾されており、ここでは官物の納入をめぐって国衙と対立する側面が表出している次第である。

次に④・⑤に登場する人々の関係は図3の如くであり、田口経延・砥川経盛は「経」を通字にしている（図2も参照）、『菊池系図』には見えないが、菊池氏一族に比定されている。<sup>(26)</sup>⑤によると、経盛とその嫡子盛延は砥川の地の官物を国衙に納入しようとしたが、兄の経延やその子行季、また経盛の別の男子らはこれに反対し、一族間の争い、かつ国衙への対捍となったようである。ここでも国衙領経営への参画と官物の納入をめぐる争いが惹起している。④では田口行季らは千余人の軍兵を引率したといひ、大きな軍事力を有していた。在庁官人の上首者である権介季宗（肥宿禰姓と見る説がある）<sup>(27)</sup>も山手村を私領として、建部成村・菅野成末などを従え、在家四十字以上を支配しており、相應の武力を保持していたと目される。肥後国における建部姓者は飽田郡の郡司氏族として知られ（『平城宮木簡』三〇〇号〔天平三年〕、『三代実録』貞観三年八月二十一日条）、在庁官人側も多く、在地豪族とつながりを構築していた訳である。

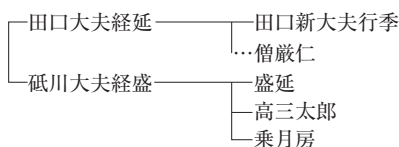


図3 田口経延・砥川経盛の系図

j)は時恰も坂東で源義朝が相模国大庭御厨や下総国相馬御厨で天養事件を起こすのと並行しており、保元・平治の乱や治承・寿永内乱に展開する各地の不安定な状況が醸成されつつあったことを窺わせてくれる。⑥ではまた、久万(球磨)郡住人と八代郡や日向国真幸院住人との結合が知られ、国郡域を越える広範囲な与党形成や紛擾の発生が推察されるところである。こうした状況が菊池高直の勢力構築に至るものと思われるが、菊池氏<sup>11</sup>藤原姓者は鎌倉時代初期の在庁官人には名を連ねておらず(表3—肥後国の06・07。07には源氏が見えるが、①②③の木原氏との関係は不詳)、国衙機構からは離れて、武家勢力側として展開する道を選択していくものと目される。その国衙機構側に登場する肥宿禰、また真上真人氏などの来歴は不明であり、肥後国の情勢についてはこれ以上の史料がないので、次に肥前国の様相を整理してみたい。

1 『長秋記』元永二年(一一一九)十二月二十七日条

今日仁和寺寛助僧正藤津庄司平清澄男直澄首入洛云々。仍密々於<sup>レ</sup>七条坊門河原<sup>レ</sup>見物。申刻首渡<sup>レ</sup>付<sup>レ</sup>梓付<sup>レ</sup>赤比礼<sup>一</sup>、其名云<sup>二</sup>平直澄<sup>一</sup>。次降人三人。源常弘<sup>レ</sup>五位<sup>レ</sup>并一男某丸。件二人被<sup>レ</sup>縛、但騎<sup>レ</sup>馬。一人字紀権守<sup>レ</sup>直澄妻父云々。於<sup>二</sup>常弘父子<sup>一</sup>者住所隱<sup>二</sup>居直澄<sup>一</sup>故云々。隨兵百人、多是西海・南海名士也。於<sup>二</sup>四条川原<sup>一</sup>檢非違使等請<sup>二</sup>取首<sup>一</sup>云々。直澄父清澄、去年冬依<sup>二</sup>僧正勘当<sup>一</sup>、被<sup>レ</sup>召<sup>二</sup>上京都<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>返遣<sup>一</sup>。替庄司遣<sup>二</sup>僧範<sup>一</sup>、々々下向、後禍事奇<sup>二</sup>責直澄<sup>一</sup>。々々隨<sup>二</sup>主人命<sup>一</sup>敢無<sup>レ</sup>抗。然間為<sup>二</sup>父粮料<sup>一</sup>米少々運上、而於<sup>レ</sup>道押留<sup>二</sup>三四度<sup>一</sup>。因<sup>レ</sup>之結<sup>二</sup>怨心<sup>一</sup>、擲<sup>二</sup>件範<sup>一</sup>并妻及徒類<sup>一</sup>、放<sup>二</sup>海島<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>授<sup>レ</sup>食。又捕<sup>二</sup>同郎<sup>一</sup>從五六人<sup>一</sup>切<sup>レ</sup>首云々。依<sup>レ</sup>之正盛蒙<sup>二</sup>追捕官旨<sup>一</sup>、遣<sup>二</sup>郎從<sup>一</sup>擲得<sup>レ</sup>云々。後聞正盛叙<sup>二</sup>一階<sup>一</sup>云々。m 『百鍊抄』永暦元年(一一六〇)五月十五日条

鎮西賊主通良從類七人首伝<sup>二</sup>京都<sup>一</sup>。上皇於<sup>二</sup>御棧敷<sup>一</sup>御見物。

n 『公卿補任』仁安三年(一一六八)条・平教盛の尻付



(上略) 永暦元正廿一遷<sup>二</sup>常陸介<sup>一</sup> (権頭如<sup>レ</sup>元)、六月三日從四上 (兄清盛朝臣追<sup>二</sup>討肥前国住人通能<sup>一</sup>賞)、(下略)

o 『公卿補任』仁安二年 (一一六七) 条・平清盛の尻付

五月十七日上表、辞<sup>二</sup>太政大臣并兵仗<sup>一</sup>。八月十日賜<sup>二</sup>官符<sup>一</sup>、取<sup>二</sup>播磨国印南野、肥前国杵島郡、肥後国御代郡南郷・土比郷<sup>一</sup>、為<sup>二</sup>大功田<sup>一</sup>、伝<sup>二</sup>子孫<sup>一</sup>。

p 『源平盛衰記』卷二「日向太郎通懸頸事」

平治元年の比、肥前国住人日向太郎通良、野心を挟みて朝威を傾けんとする聞えありしかば、可追討之由、清盛朝臣被仰下。勅命を蒙て、筑後守家貞を召て申含。家貞、西府に下向して、通良が城に押寄て、度々の合戦に及ぶ。城も勇者成ければ、輒く落<sup>レ</sup>さりけれ共、月を隔日を重ては、官兵は雲如に集りければ、賊徒は霧の如に散けり。永暦元年四月に、通良以下の党類、三百三十五討取之由、家貞が許より交名を注して申上たれば、清盛朝臣事の由を奏聞す。同五月十五日、鳥羽殿に御幸有、通良竝子息通秀・親良以下の首七、御棧敷の前を渡されて被御覽。(下略)

q 『歴代鎮西要略』

(上略) 今月十日、改<sup>二</sup>元永暦元年<sup>一</sup>。肥前国住人日向太郎通良、以<sup>二</sup>源氏之縁<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>從<sup>二</sup>於平家<sup>一</sup>、遂構<sup>二</sup>城郭<sup>一</sup>。清盛奉<sup>レ</sup>勅、下<sup>二</sup>追討使<sup>一</sup>。使節者筑後守平家貞 (家貞者平氏族) 下<sup>二</sup>向太宰府<sup>一</sup>、帥<sup>二</sup>筑後兵<sup>一</sup>、而発<sup>二</sup>向肥前国<sup>一</sup>、与<sup>二</sup>通良一族等<sup>一</sup>、数月遂<sup>二</sup>防戦<sup>一</sup>、家貞乘<sup>レ</sup>勝。四月中旬、筑後守家貞打<sup>二</sup>勝於肥前合戦<sup>一</sup>、斬<sup>二</sup>獲日向太郎通良及通秀 (多比良氏)・親良以下宗者七人、從兵三百廿五人<sup>一</sup>、以送<sup>二</sup>首於帝都<sup>一</sup>。於<sup>レ</sup>是、鎮西咸附<sup>二</sup>從於平家清盛<sup>一</sup>。(下略)

r 『鎌倉遺文』一〇七号文治二年 (一一八六) 五月二十四日後白河院序下文

□序下 大宰府在序官人并神崎庄官等。□ (仰カ) 下雜事陸箇条。副下解状肆通。①□□□ (一高木カ) 大夫宗家・窪田太郎高直濫行事。□件輩度度之所犯重疊、所行甚以不当也。早任<sup>二</sup>解状之旨<sup>一</sup>、□依<sup>二</sup>濫行実正<sup>一</sup>、召<sup>二</sup>誠其身<sup>一</sup>、且



依<sub>レ</sub>殺<sub>レ</sub>害<sub>レ</sub>庄官<sub>レ</sub>神人等<sub>レ</sub>罪科<sub>上</sub>、令<sub>□□</sub>祓、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>改<sub>レ</sub>造<sub>レ</sub>神<sub>レ</sub>宝<sub>レ</sub>物<sub>一</sub>、兼又可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>糺<sub>レ</sub>返<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>押<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>御<sub>レ</sub>年<sub>レ</sub>貢<sub>□</sub>并<sub>レ</sub>追<sub>レ</sub>捕<sub>レ</sub>御<sub>レ</sub>庄<sub>レ</sub>内<sub>レ</sub>雜<sub>レ</sub>物<sub>一</sub>等<sub>上</sub>者。②<sub>□</sub>藤原幸直不<sub>レ</sub>勤<sub>レ</sub>仕<sub>レ</sub>鎮<sub>レ</sub>守<sub>レ</sub>春<sub>レ</sub>祭<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>使<sub>一</sub>事。□<sub>□</sub>身為<sub>レ</sub>庄<sub>レ</sub>官<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>謂<sub>一</sub>、有<sub>レ</sub>限<sub>レ</sub>式<sub>レ</sub>日<sub>レ</sub>神<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>闕<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>條、<sub>□</sub>罪科不<sub>レ</sub>輕<sub>レ</sub>者<sub>一</sub>歟。早<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>負<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>罪<sub>レ</sub>科<sub>一</sub>者。③<sub>□</sub>竹野七郎兼俊燒<sub>レ</sub>失<sub>レ</sub>御<sub>レ</sub>庄<sub>レ</sub>并<sub>レ</sub>諸<sub>レ</sub>文<sub>レ</sub>書<sub>一</sub>致<sub>レ</sub>種<sub>レ</sub>種<sub>レ</sub>濫<sub>レ</sub>行<sub>一</sub>事。□<sub>□</sub>犯<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>子<sub>レ</sub>細<sub>レ</sub>、種<sub>レ</sub>種<sub>レ</sub>濫<sub>レ</sub>行<sub>一</sub>、具<sub>レ</sub>載<sub>レ</sub>解<sub>レ</sub>狀<sub>一</sub>。早<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>誠<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>身<sub>一</sub>、慥<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>□□</sub>庄<sub>レ</sub>庁<sub>レ</sub>者。④<sub>□□</sub>官<sub>レ</sub>海<sub>レ</sub>宿<sub>レ</sub>禰<sub>レ</sub>重<sub>レ</sub>実<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>領<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>窪<sub>レ</sub>田<sub>レ</sub>太<sub>レ</sub>郎<sub>レ</sub>高<sub>レ</sub>直<sub>レ</sub>・南<sub>レ</sub>二<sub>レ</sub>郎<sub>レ</sub>季<sub>レ</sub>家<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>押<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>事。□<sub>□</sub>兩<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>意<sub>レ</sub>宗<sub>レ</sub>家<sub>一</sub>、追<sub>レ</sub>捕<sub>レ</sub>庄<sub>レ</sub>内<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>時、令<sub>レ</sub>押<sub>レ</sub>領<sub>レ</sub>重<sub>レ</sub>実<sub>□□</sub>一<sub>レ</sub>條、尤<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>當<sub>レ</sub>也。子<sub>レ</sub>細<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>解<sub>レ</sub>狀<sub>一</sub>。早<sub>レ</sub>糺<sub>レ</sub>返<sub>レ</sub>件<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>領<sub>レ</sub>、如<sub>レ</sub>元<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>□</sub>進<sub>レ</sub>退<sub>レ</sub>領<sub>レ</sub>掌<sub>レ</sub>者。⑤<sub>□□</sub>僧<sub>レ</sub>春<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>肥<sub>レ</sub>前<sub>レ</sub>国<sub>レ</sub>河<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>社<sub>レ</sub>座<sub>レ</sub>主<sub>レ</sub>職<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>宗<sub>レ</sub>家<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>押<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>事。□<sub>□</sub>主<sub>レ</sub>職<sub>レ</sub>、春<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>傳<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>帶<sub>レ</sub>歟。如<sub>レ</sub>狀<sub>一</sub>者、宗<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>或<sub>レ</sub>構<sub>レ</sub>謀<sub>レ</sub>計<sub>□□</sub>無<sub>レ</sub>道<sub>一</sub>、且<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>帶<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>紙<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>証<sub>レ</sub>文<sub>一</sub>、猥<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>武<sub>レ</sub>威<sub>一</sub>押<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>件<sub>レ</sub>職<sub>一</sub>歟。早<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>相<sub>□□</sub>一<sub>レ</sub>、春<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>元<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>還<sub>レ</sub>補<sub>レ</sub>彼<sub>レ</sub>座<sub>レ</sub>主<sub>レ</sub>職<sub>一</sub>者。⑥<sub>□□□□</sub>并<sub>レ</sub>寄<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>等<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>尋<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>子<sub>レ</sub>孫<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>勤<sub>レ</sub>仕<sub>レ</sub>庄<sub>レ</sub>役<sub>一</sub>事。□<sub>□</sub>者、庄<sub>レ</sub>官<sub>レ</sub>寄<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>等<sub>レ</sub>、近<sub>レ</sub>代<sub>レ</sub>或<sub>レ</sub>寄<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>左<sub>レ</sub>右<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>對<sub>レ</sub>捍<sub>レ</sub>庄<sub>レ</sub>役<sub>一</sub>、□<sub>□</sub>本<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>時<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>除<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>由<sub>一</sub>、任<sub>レ</sub>自<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>擬<sub>レ</sub>遁<sub>レ</sub>庄<sub>レ</sub>官<sub>レ</sub>寄<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>職<sub>一</sub>、甚<sub>レ</sub>不<sub>□□</sub>、且<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>尋<sub>レ</sub>重<sub>レ</sub>代<sub>一</sub>、召<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>子<sub>レ</sub>孫<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>宛<sub>レ</sub>勤<sub>レ</sub>庄<sub>レ</sub>役<sub>一</sub>者。□<sub>□</sub>條<sub>レ</sub>條<sub>レ</sub>、所<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>件<sub>一</sub>。在<sub>レ</sub>庁<sub>レ</sub>官<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>・庄<sub>レ</sub>官<sub>レ</sub>等<sub>レ</sub>宜<sub>レ</sub>承<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>、依<sub>レ</sub>件<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>、□<sub>□</sub>違<sub>レ</sub>失<sub>一</sub>。故<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>。(下<sub>レ</sub>略)

s 『鎌倉遺文』一五五号文治二年八月九日源頼朝下文

下<sub>レ</sub>肥<sub>レ</sub>前<sub>レ</sub>国<sub>レ</sub>小<sub>レ</sub>津<sub>レ</sub>東<sub>レ</sub>郷<sub>レ</sub>内<sub>レ</sub>龍<sub>レ</sub>造<sub>レ</sub>寺<sub>レ</sub>村<sub>レ</sub>田<sub>レ</sub>島<sub>レ</sub>住<sub>レ</sub>人<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>早<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>藤<sub>レ</sub>原<sub>レ</sub>季<sub>レ</sub>家<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>地<sub>レ</sub>頭<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>事。右<sub>レ</sub>、件<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>者、藤<sub>レ</sub>原<sub>レ</sub>季<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>傳<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>緒<sub>一</sub>、給<sub>レ</sub>府<sub>レ</sub>宣<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>沙<sub>レ</sub>汰<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>処<sub>一</sub>、為<sub>レ</sub>神<sub>レ</sub>埼<sub>レ</sub>郡<sub>レ</sub>住<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>海<sub>レ</sub>大<sub>レ</sub>夫<sub>レ</sub>重<sub>レ</sub>実<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>妨<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>々。爰<sub>レ</sub>季<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>者、不<sub>レ</sub>属<sub>レ</sub>平<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>謀<sub>レ</sub>反<sub>一</sub>、仰<sub>レ</sub>朝<sub>レ</sub>威<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>忠<sub>レ</sub>勤<sub>一</sub>畢。重<sub>レ</sub>実<sub>レ</sub>者、為<sub>レ</sub>平<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>方<sub>レ</sub>人<sub>一</sub>益<sub>レ</sub>企<sub>レ</sub>謀<sub>レ</sub>反<sub>一</sub>、已<sub>レ</sub>重<sub>レ</sub>科<sub>レ</sub>也。就<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>鎌<sub>レ</sub>倉<sub>レ</sub>殿<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>參<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>條、是<sub>レ</sub>則<sub>レ</sub>心<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>猶<sub>レ</sub>思<sub>レ</sub>平<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>逆<sub>レ</sub>徒<sub>レ</sub>事<sub>一</sub>歟。結<sub>レ</sub>構<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>旨<sub>一</sub>、甚<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>奇<sub>レ</sub>怪<sub>一</sub>。然<sub>レ</sub>者、永<sub>レ</sub>停<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>重<sub>レ</sub>実<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>妨<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>季<sub>レ</sub>家<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>地<sub>レ</sub>頭<sub>レ</sub>職<sub>一</sub>。但<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>限<sub>レ</sub>年<sub>レ</sub>貢<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>當<sub>レ</sub>者<sub>一</sub>、用<sub>レ</sub>本<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>知<sub>一</sub>、任<sub>レ</sub>先<sub>レ</sub>例<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>勤<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>狀<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>件<sub>一</sub>。以下<sub>レ</sub>。(下<sub>レ</sub>略)

t 東大寺大勸進文書集八〇貞永元年(一二三二)三月二十五日関東下知狀<sup>(20)</sup>

肥前国在庁権介基直申六箇里書生税所執当兩職事。訴狀遣之。如狀者、高木六郎家知掠給関東御教書、令押領

之状、甚無道也。如<sub>レ</sub>此職、不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>関東御成敗<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>蒙<sub>二</sub>国司裁断<sub>一</sub>之由、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>下知<sub>一</sub>之状、依<sub>二</sub>鎌倉殿仰<sub>一</sub>、執達如<sub>レ</sub>件。  
 (下略)

肥前国の在庁官人の事例は、小城郡に所在した国府に近接する佐嘉郡山田郷の一宮河上社や杵島郡の武雄社の免田関係の史料の存在により、豊富である(表3)。応保二年(一一六二)三月二十三日肥前国司宣案(『平安遺文』四八〇四号)には、河上社の流鏑馬や寺社燈油料に関して、「於<sub>二</sub>流鏑馬・相撲・村田楽・一物<sub>一</sub>者、以<sub>二</sub>国内名々<sub>一</sub>、令<sub>二</sub>勤行<sub>一</sub>之事」、「早社家・国衙相共、彼可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>勤行流鏑馬以下神事<sub>一</sub>之由、可<sub>レ</sub>充<sub>二</sub>催諸郡名々等<sub>一</sub>」、「以前二箇条、任<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>勤行<sub>一</sub>之旨、所<sub>レ</sub>宣如<sub>レ</sub>件者、在庁官人及庄官等宜承知、更不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>違失<sub>一</sub>」<sup>30)</sup>と記されており、一宮祭祀に對する国衙機構の関与や武士による武芸披露などを窺わせる好例とされている。rの⑤では後述の高木(藤原)宗家が河上社の座主職を押し取していることが知られ、彼は建久六年(一一九五)八月二十五日肥前国御家人結番注文案(『鎌倉遺文』八〇八号)で肥前国押領使大監として大番結番を注進しているので、一國の武力を掌握する存在として、一宮にも介入しようとしていたことが看取される<sup>31)</sup>。但し、前章でその存在に触れた真上姓者、平安中期以来在庁官人の一角を占める船宿禰や酒井宿禰など、在地豪族出身と目される人々の出自は不明とせねばならない(伴朝臣は小城郡伴部郷と関係か)<sup>32)</sup>。

そこで、以下、武士的人物と国衙との関係を見ていくと、まずは1の鎮西平氏の動向が注目される。1は「法関白」と称された白河院側近の仁和寺僧正寛助が本所である藤津庄をめぐる事件で、同じく院近臣として台頭する伊勢平氏の「平正盛による鎮庄、「隨兵百人、多是西海・南海名士也」とあるように、西国地域との関係形成を窺わせる出来事である。平清澄・直澄父子の系譜的位置づけは明らかではないが(図4)、ここでは彼らの与党として源常弘や字紀權守という者が登場する点が興味深い。源常弘は一字名を特徴とする嵯峨源氏、松浦党につながる系譜とは別の位置づけになるが、

表3には在庁官人に源朝臣が散見し、「権守」を冠する字紀権守ともども、在庁官人の有力者であった可能性が指摘されている。<sup>(24)</sup> 字紀権守の女は直澄の妻であるから、肥前平氏は国術勢力と結合することによって当地での活動を円滑なものにしようとしたと考えられる。

1の事件後の肥前平氏の動向は不明であるが、彼杵郡には「澄」を通字とする後裔が知られ、薩摩平氏ともつながりを持ちながら存続していくようである(図4・8)。1については、これを院による府務執行、西海道支配体制の一齣と位置づけ、院の有明海西岸部方面の掌握強化の過程で、肥前平氏やそれと婚姻関係などを介して展開していた源氏・紀氏らとの利害対立が生じたものとする見解も呈されている。<sup>(25)</sup> その知見によると、武雄社関係の免田に関わる杵島御領ではむしろ1以降に政所に源姓(『平安遺文』一八七八・一九〇二・一九〇七・一九二七号)や紀姓(二九六九号)が登用されており、院は彼ら一族の存続を許し、その秩序編成下に組み込んでいったと目されたいう。

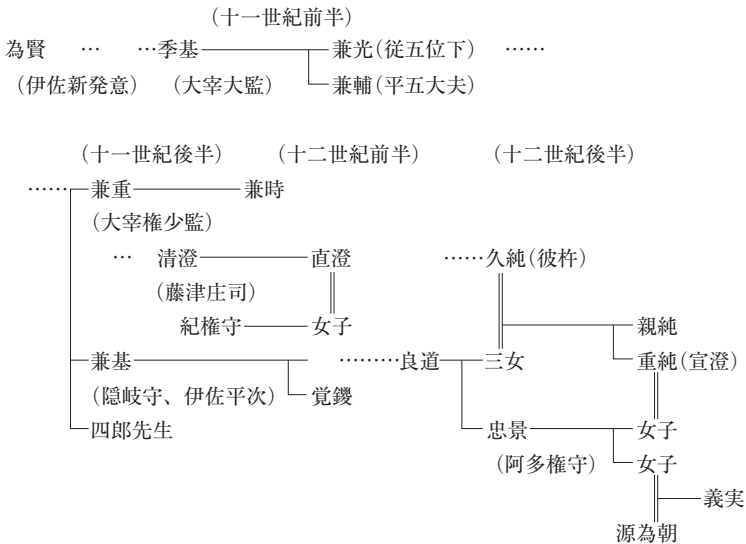


図4 鎮西平氏の系譜

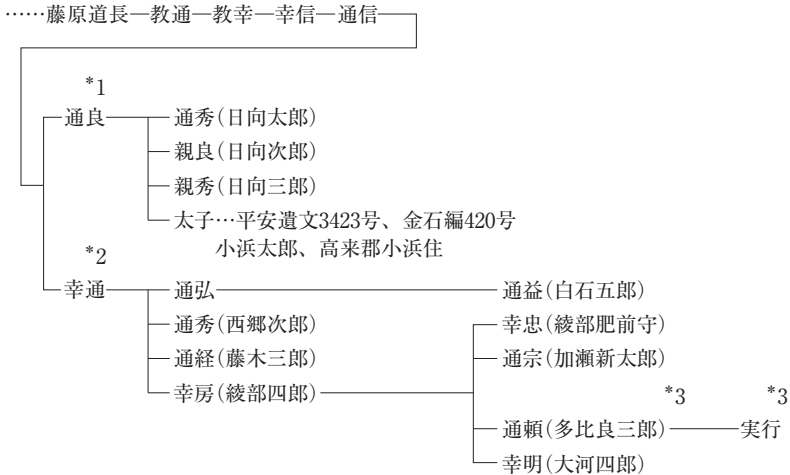


図5 日向通良の系譜

(備考) \*1:「日向太郎、依軍功賞、賜肥前国神埼郡坂本庄、初而下肥前」(嬉野白石系図)／「肥前総追捕使」(別本嬉野白石系図)。\*2:「肥前権守、大治年中賜肥前国養父郡綾部庄大進房之跡、初而下向。小浜・西郷・綾部・藤本・土井等之先祖」(嬉野白石系図)／「肥前権守、肥前総追捕使、檢非違使」(別本嬉野白石系図)／佐々木文書には押領使と見える。\*3:佐々木文書には、通頼・実行は押領使と見える。

次に平清盛の家人筑後守平家貞によって平定された日向太郎通良の乱を検討する。通良の系譜はm)q)では不詳であるが、仁安二年(一一六七)四月藤原太子解(『平安遺文』三四二三号)に、「親父故執印通良不慮之外、令<sub>二</sub>死去<sub>一</sub>畢」とあり、通良は藤原姓で、杵島郡北部の杵島郷の郷鎮守である大町宮の執印を務めていたことが知られる。<sup>(36)</sup> 後代の史料であるが、嘉禎三年カ(一二三七)九月二十八日関東御教書(『鎌倉遺文』五一七一号)には、「肥前国武雄黒尾大宮司家門申、為<sub>二</sub>長島庄地頭日向太郎入道<sub>一</sub>、以<sub>三</sub>当社<sub>二</sub>号<sub>一</sub>長島内<sub>一</sub>、押<sub>二</sub>取質人四人<sub>一</sub>由事」と見え、杵島郡西部の長島庄への進出も看取され、この長島庄との関係は佐賀県歎喜寺薬師如来銅板像銘(慶長年間前後の追刻)の第十一面板背部(『平安遺文』金石文編四二〇号)に「長島庄医王寺／藤原宗明并藤原氏／橘宗友并平氏／承安式年十月日／勸進僧静覚」とある藤原宗明の妻藤原氏を太子に比定する説に

従えば、太子ないしはその父通良にまで遡ることができよう。<sup>(37)</sup>

そして、日向通良の系譜は図5のように位置づけることができ、藤原教通の子孫とする点は措くとして、肥前国に土着した藤原姓者であり、兄弟の幸通の系統には権守や国衙軍制に関わる呼称が見えるので、在庁官人の中核的存在や国内武力を統括する立場にある一族と目される。qに通良が「以源氏之縁、不<sub>レ</sub>従<sub>二</sub>於平家<sub>一</sub>」とあるのは後世の叙述であるので、確説とはし難いところもあるが、佐々木文書保元三年(一一五八)四月七日播磨守平清盛下文に肥前国押領使幸通朝臣、某年八月六日入道前太政大臣(平清盛)家御教書に肥前国押領使新藤三などが見え、幸通の系統は平氏政権とも親和的であったことが看取されるので、藤原姓内部で通良と幸通の対立が存したことが指摘されている。oでは平清盛が杵島郡の地を得ていること、また日向通良の乱後に武雄社免田の認定手続が府宣に基づき、杵島郡司が連署して執行されるようになったことに留意して、通良が国郡機構に依拠しない独自の在地支配を構築しようとしていたのに対して、lと同様、後白河院・清盛は当地に院・平氏の影響を及ぼそうとしたという背景も考えられるという。<sup>(40)</sup>

佐々木文書文治三年(一一八七)九月藤原某下文に肥前国押領使、某年三月三日藤原某状に肥前押領使、某年六月十六日源頼朝袖判平盛時奉書、文治三年十二月二十四日某下文に新藤四郎実(真)行が見え、上述の幸通らと合せて、保元元年から文治三年にかけて、幸通―新藤三―新藤四郎実行という肥前国押領使の系譜が存したことがわかる。実行は元暦二年(一一八五)七月十五日鎌倉殿侍別当下文の「肥前国御家人廻文」に見える田比良四郎に比定できるとし、図5と照合して、これを幸通―通頼(多比良三郎)―実行(田比良四郎)の家系に相応するものとする指摘がなされている。<sup>(41)</sup>元亨三年(一一三三)十一月多比良通世申状案(『鎌倉遺文』二八六〇三号)には、「高来西郷内伊福村地頭孫三郎入道幸蓮、忘<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>、抑<sub>二</sub>留西郷郡司・凶師得分用途<sub>一</sub>」との訴えがあり、図5の苗字呼称ともども、この家系は高来郡にも展開し、平氏政権から鎌倉幕府への転換を生き抜くことになるようである。なお、幸通の家系のうち、幸房に

は押領使の存在徴証がない点に関して、上掲『鎌倉遺文』八〇八号では高木（藤原）宗家が押領使として所見するので、この間に多比良氏は押領使職を失っていたと説明できるとされている。<sup>(42)</sup>最後にこの藤姓高木氏の動向に触れておきたい。藤姓高木氏の系譜を藤原道隆に結びつける点は措くとして（図6）、この家系も日向通良らとは別の形で肥前国に土着しようとした藤原氏の一族である。文治元年（一一八五）十二月六日源頼朝下文には、「平家背<sup>レ</sup>朝威<sup>二</sup>零落之時、鎮西輩大略雖<sup>レ</sup>相從<sup>一</sup>、季家等不<sup>レ</sup>与<sup>二</sup>彼凶賊<sup>一</sup>、所<sup>レ</sup>致<sup>二</sup>忠功<sup>一</sup>神妙也」として龍造寺季家が龍造寺村地頭職に補任されており、押領使高木宗家の活動ともども（『歴代鎮西要略』『文治之記』を参照）、国府近くの高木（小城郡高来郷）より興起した高木氏は、源氏方として活躍し、一宮河上社の大宮司でもあったとされる。<sup>(43)</sup>rの文治の神崎庄事件では、①・④で宗家や季家が窪田太郎高直（佐嘉郡窪田〔久保田〕村が拠点。『肥前国風土記』佐嘉郡条の下田村を「くぼた」と読み、これに比定する説もある）とともに神崎庄に濫行・押取を加えており、③では筑後国竹野郡を拠点とする竹野七郎兼俊（『宇佐大鏡』には宇佐宮領竹野庄が知られる）も庄庁と諸文書を焼失したと指弾されている。sによると、④に見える海宿禰重実（海六大夫重実）は平家方人で、季家と角逐していたことがわかり、これも治承・寿永内乱の一齣であったと解されよう。<sup>(44)</sup>

その後の高木氏、また龍造寺氏の展開としては、正和元年（一二三二）十一月二十日鎮西御教書案（『鎌倉遺文』

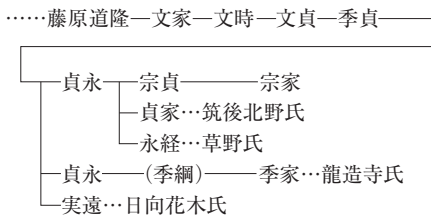


図6 藤姓高木氏の系図

（備考）『増補歴代鎮西要略』（文献出版、1976年）「文治之記」、宝賀寿男『古代氏族系譜集成』（古代氏族研究会、1986年）高向朝臣（二）などにより作成。『筑後国史』中巻（筑後遺籍刊行会、1927年）「筑後將士軍談卷之第三十二」所収の草野氏の系図（山本村觀興寺蔵）は菊池氏の祖政則（蔵規）を文貞の子とするなど不審な点があり、依拠しなかった。森本正憲「肥前高木氏について」（『九州中世社会の基礎的研究』文献出版、1984年）150頁は貞永—宗貞の存在には疑問を呈しており、吉田家秀一家職（基）—能茂の系譜が正しく（『筑後国史』では文貞を「高木／肥前守」とし、その子に家基〔吉田三郎〕—能茂、家基の弟に貞永が位置づけられている）、家秀は宗家の兄弟か父と見ている。

二四七〇三号)で高木三郎(家相)・龍造寺又六(家親)に使節遵行の役割が与えられているので、上述の宗家の大番結番注進と同様に、有力御家人の地位を維持していたことがわかる。承元三年(一二〇九)四月二十五日肥前国留守所下文案(一七九三号)に示された河上社の五・八月会流鏑馬の国内の名々への割り当ても、武力を有する高木氏などの参画を得て可能であったと思われる。r①・②などの譴責により、高木宗家の一國棟梁としての発展は閉ざされたとする評価も呈されているが、tには高木六郎家知が在庁権介基直と六箇里書生税所執当兩職を争っていることが知られ、表3の在庁官人に散見する藤原姓者の存在と合せて、高木氏は公武双方の上首者として肥前国で勢威を確立していたとも解せられる。<sup>(45)</sup> 上述のように、押領使の地位は日向通良の兄弟幸通の家系に移っていくようであり、r②の藤原幸直は通字からこの一族と目されるので、こちらの藤原氏も国衙内に相当の地歩を築いていくものと思われる。

以上、先行研究に依拠しながら、肥前平氏、藤原氏などの動向を整理した。『延慶本平家物語』第一末「廿八 成経康頼俊寛等油黄嶋被流事」には「されとも少将の舅、平宰相の領、肥前国加世庄と云所あり。彼こより折節に付如形の衣食を被訪ければ、康頼も俊寛もそれにかかりてその日を送りける」、第二本「十八 有王丸 油黄島へ尋行事」に「山の峯に上て硫黄を取て商人の舟のよりたるに是をあきないひとかくはく、みてあかしくらしける程」などと記されているように、肥前は有明海・五島列島を介した日宋通交の拠点であるとともに、薩摩方から貴賀島に向かう硫黄商人の往来、「硫黄の道」(サルファード)・南島産品獲得の要衝にもなっている。<sup>(47)</sup> 院や平家が肥前国に介入する事情の一端はここにあり、また肥前平氏の中には薩摩平氏として展開する人々も存した。<sup>(48)</sup> そこで、最後にその薩摩国の動向に触れ、肥前・肥後では不明であった相撲人と武士、国衙との関係という視点を敷衍することにした。



### 三 薩摩国の相撲人と武士、国術

『書紀』垂仁七年七月乙亥（七日）条の野見宿禰と当麻蹶速の対戦を除くと、確実な相撲の初見記事は天武十一年七月甲午（三日）条「隼人來貢<sup>二</sup>方物<sup>一</sup>。是日、大隅隼人与<sup>二</sup>阿多隼人<sup>一</sup>相<sup>二</sup>撲於朝廷<sup>一</sup>。大隅隼人勝之<sup>一</sup>、持統九年五月丁卯（二十一日）条「觀<sup>二</sup>隼人相撲於西槻下<sup>一</sup>」などであり、大隅・薩摩地域の相撲人が著名であった。「はじめに」で掲げた『続本朝往生伝』の面々の中では越智常世が伝説的な名手であるが、『三代実録』仁和二年（八八六）五月二十八日条には大学博士御船氏主と助教菟田種継の御前で丁々発止の論議を相撲最手の左近衛阿刀根継と右近衛伴氏長に比しており、氏主は氏長に見立てられているので、伴氏長の方が名手であったのであろう。『新猿樂記』六君夫条には、高名な相撲人であるその人物は「伯耆権介名曰丹治筋男、父旁即丹治文佐之子孫也、母方則薩摩氏長之曾孫也」とあるので、伴氏長は薩摩出身の相撲人と目され、彼こそが常世以前の伝説的な相撲人に位置づけられていたと考えられる（『今昔物語集』卷二十三第二十四話にも登場）。

第一章で触れたように、天平期の薩摩国出水郡の主政帳には大伴部姓者が見えている。出水郡は国府所在ののの高城郡の北、肥後国に隣接する位置にあり、正税帳では高城郡とともに隼人十一郡とは区別される存在であった。『和名抄』の高城郡六郷のうち、合志・飽多・宇土・託方は肥後国の郡名であり、出水郡にはそうした特徴は看取できないが、この二郡が肥後国など、大宰府側からの支配浸透の拠点として設置されたことを窺わせる。大隅国でも『統紀』勝宝七歳五月丁丑条に「大隅国菱刈村浮浪九百卅余人言、欲<sup>レ</sup>建<sup>二</sup>郡家<sup>一</sup>。詔許<sup>レ</sup>之」とあり、『和名抄』の桑原郡八郷の中には大分・豊国など豊後・日向との関係を示す郷名が存しており、北西部のこの二郡は律令体制浸透の拠点であったと思われる。

る。したがって薩摩国の大伴部氏は肥後国の大伴君などと關係を有し、元來は外來の豪族であつたと考えられるが、薩摩に定着し、在地豪族としての地歩を固めていくものと推定される。そして、平安末期にはその後裔と目される伴氏の者が新來の武士と紛擾を起こしているので、その様相から検討を始めたい。

u 『平安遺文』四一〇一号 寿永二年（一一八三）八月八日 島津庄別当伴信明解

嶋津御庄別当散位伴信明解 申請 留守所裁事。請<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>殊任<sub>一</sub>且<sub>レ</sub>解状之旨<sub>一</sub>、且<sub>レ</sub>依<sub>二</sub>先祖相伝之理<sub>一</sub>御裁許<sub>上</sub>、御庄御領薩麻国薩麻郡内山田村者、信明先祖相伝之所領也。然不慮外信明父信房時、同国佳（住カ）人忠景企<sub>二</sub>無本<sub>一</sub>尅<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>押領<sub>一</sub>以後、不<sub>レ</sub>領知<sub>一</sub>不当愁状。右、謹檢<sub>二</sub>案内<sub>一</sub>、件所領者、信明先祖相伝所領也。然代代領掌間無<sub>二</sub>他妨<sub>一</sub>、隨無<sub>二</sub>異論人<sub>一</sub>。然薩麻国住人故忠景、企<sub>二</sub>無本<sub>一</sub>、權門御領云、御庄国衙召物云、押取尅、忠景舍弟忠永件所領押領間、\*此依<sub>二</sub>無本<sub>一</sub>、被<sub>二</sub>宣（官カ）使失<sub>一</sub>了。其後字仁六郎大夫兼宗彼郡為<sub>二</sub>弁濟使職<sub>一</sub>、有<sub>レ</sub>限地頭職遠、指無<sub>二</sub>雜怠<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>蒙<sub>二</sub>本蒙（家カ）裁<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>地頭<sub>一</sub>、恣押領条、言語不<sub>レ</sub>及事也者。恩裁被<sub>レ</sub>停止兼宗非道沙汰、依<sub>二</sub>先祖相伝之理<sub>一</sub>、為<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>御裁判<sub>一</sub>、子細言上、以解。寿永二年八月八日 別当散位伴信明上。

v 『山槐記』永暦元年（一一六六）七月八日条

（上略）又一通、薩摩国相撲訴申忠景・忠永訪（妨カ）可<sub>二</sub>停止事<sub>一</sub>。（下略）

w 『吾妻鏡』文治三年（一一八七）九月二十二日条

所衆信房（号<sub>二</sub>宇都宮所<sub>一</sub>）、為<sub>二</sub>御使<sub>一</sub>下<sub>二</sub>向鎮西<sub>一</sub>。是天野藤内遠景相共可<sub>レ</sub>追<sub>二</sub>討貴海島<sub>一</sub>之旨、依<sub>レ</sub>含<sub>二</sub>嚴命<sub>一</sub>也。件島者、古來无<sub>下</sub>飛<sub>上</sub>船帆<sub>一</sub>之者<sub>上</sub>。而平家在世時、薩摩国住人平權守忠景、依<sub>レ</sub>蒙<sub>二</sub>勅勘<sub>一</sub>、逐<sub>二</sub>電于彼島<sub>一</sub>之間、為<sub>二</sub>追討<sub>一</sub>之、遣<sub>二</sub>筑後守家貞<sub>一</sub>。家貞粧<sub>二</sub>軍船<sub>一</sub>、雖<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>数度<sub>一</sub>、終不<sub>レ</sub>凌<sub>二</sub>風波<sub>一</sub>、空以令<sub>二</sub>帰洛<sub>一</sub>云々。今度同<sub>二</sub>意豫州<sub>一</sub>之輩、隱居歟之由、依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御疑貽<sub>一</sub>有<sub>二</sub>此議<sub>一</sub>。又去年河辺平太通綱到<sub>二</sub>件島<sub>一</sub>之由、聞食之間、殊所<sub>二</sub>思食企給<sub>一</sub>也云々。遠景元來在<sub>二</sub>鎮西<sub>一</sub>云々。

薩摩地域では第一章で触れた肥前平氏の平季基が立庄した摂関家領島津庄が大きな勢力を有し、一円地の他に、寄郡という形で土地を侵占しており、国衙領、また一宮新田八幡宮や隣国の大隅国の一宮大隅正八幡宮などと競合する状況であった(図7)<sup>30)</sup>。uは元来島津庄の別当で弁済使職を有していた伴信明が先祖相伝の薩摩郡山田村の地頭職回復を求めたものであり、そこには父信房の代に忠景・忠永兄弟との紛擾があり、これが山田村の地を失う原因であったと見える。久安三年(一一四七)二月九日薩摩国入来院弁済使別当伴信房解(『平安遺文』二六〇一号)によると、確かに信明の父伴信房は入来院弁済使別当で、島津庄政所に申請して、任料を京都に進上して山田村地頭に補任された旨の御外題を得ようとしており、当地に權益を保持していたことが窺われる。そして、忠景・忠永との紛争とはvの出来事と目され、これは永暦元年頃の事件であったこととなる。

vの記主藤原忠親は時に左近衛中将であり、左方相撲人を統括する立場にあったから、相撲人も近衛府とのつながりによって、この事件を有利に解決しようとして訴えに及

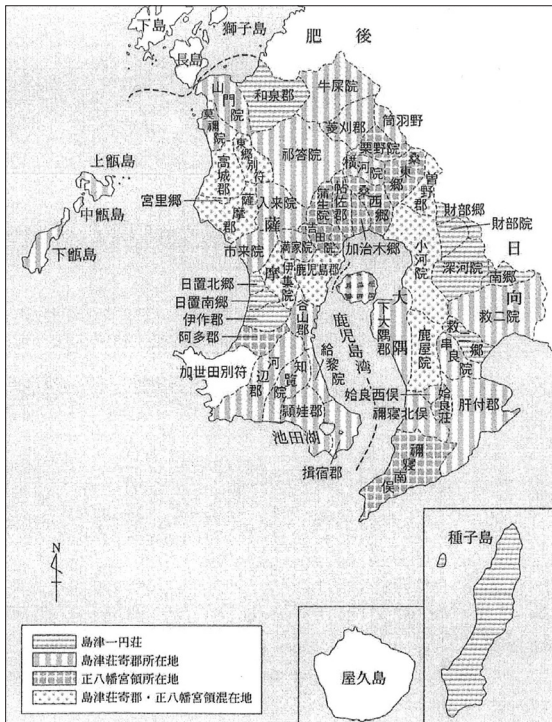


図7 大隅・薩摩国の中世郡郷院荘配置図

んだのであろう。<sup>(51)</sup>とすると、伴信房は相撲人でもあったことになり、薩摩国で伴姓の相撲人と言えば、上述の伴氏長の系譜を引く家系に属するのではないかと推測されるところである。氏長は薩摩氏長とも称されているので、薩摩姓の例を視野に入れても、第一章で触れた『小野宮年中行事』に十世紀前半の薩摩利生が知られるくらいであり、薩摩国全体でも他には後述の大秦姓が見えるのみとなっている。したがって氏長から信房に至る系譜は不詳とせねばならないが(氏長は右近衛なので、右方であったか)、薩摩国における伴氏はこうした由来を有する在地豪族であったと考えられる。

一方、u・vで伴氏と対立した忠景は薩摩平氏の阿多権守平忠景である。<sup>(52)</sup>忠景は保延四年(一一三八)十一月十五日薩摩国阿多郡司平忠景解案(『平安遺文』二二九九八号)が初見で、この時は郡内の観音寺に田地を施入しており、財久吉という仮名、「領主郡司平忠景」と署している。建久八年(一一九七)六月薩摩国因田帳写(『鎌倉遺文』二一九二三号)によると、阿多郡の二百五十町のうち公領百九十五町四段、久吉名が百四十五町四段を占めており、「阿多権守」の呼称の通り、忠景が在庁官人の上首者として大きな勢威を有していたことが窺われる。忠景はまた、大隅国でも紛擾を起こしていたようであり、応保二年(一一六二)五月十五日大隅国臺明寺住僧等解(『平安遺文』三二二〇号)には、大隅国の有力在庁官人税所氏につながる檜前篤房と結託して、臺明寺の寺領田を押取したと記されている(三二三〇号同年十月二十九日大宰府政所下文も参照)。檜前氏は古代豪族の系譜を引く氏姓と目され、曾於郡司であつたらしいが、篤房は「不<sub>レ</sub>受<sub>二</sub>継郡司職<sub>一</sub>、私訴<sub>二</sub>阿多権守忠景<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>彼之武威<sub>一</sub>、乍<sub>レ</sub>置<sub>二</sub>相伝郡司<sub>一</sub>、分<sub>二</sub>領半郡<sub>一</sub>事、僅及<sub>二</sub>四五箇年<sub>一</sub>之間、謀計之心甚」と非難されている。忠景はこうした隣国の紛争にまで介入する一国棟梁的な武威を誇つたのである。

こうした忠景の活動に関連して、『保元物語』上に源為朝を髡にしたという「アワ(ソ)ノ平四郎忠景」はこの阿多

権守平忠景に他ならず、保元の乱にも影響力を与える武力を保持していたことが窺われる。wの平家貞による忠景追討は、薩摩・大隅両国における忠景の濫行とともに、第二章で触れた日向通良の乱と同様に、西海道における反平氏勢力鎮圧の意味合いがあったものと考えられ、時期的にはこの頃の出来事であろう。忠景は貴海島に逃走したといい、結局、家貞は彼を追捕することができなかった。上述のように、貴海島が交易拠点として大きな意味を持つていたこと、また忠景の拠点阿多郡に近接する加世田別府の地で検出された持躰松遺跡の存在などを考慮すると、忠景は日宋貿易や南島との交易などでも大きな財力を得ていたと思われる、その面でも中央の平氏には鎮圧すべき存在と映じたのであろう。

uの時点では忠景は既に死去していたようであり、彼の家系のその後としては、肥前平氏から迎えた女婿阿多四郎宣澄の活動が知られる。宣澄は忠景とは異なり、親平氏の立場をとり、治承・寿永内乱で没落してしまう。その勢威は例えば谷山郡では谷山郡司信忠、伊作郡では伊作郡司親澄の郡司職と領域的権益が重なっており〔鎌倉遺文〕六三二号建久三年（一一九二）十月二十二日関東御教書案。「彼宣澄者、平家謀反之時、張本其一也」ともある）、郡司職よりも上位の権益を有していたと推定されるといい、それは阿多権守平忠景以来のものと同目される。wの時点での貴海島征討は、同じく忠景の女婿であった源為朝の子豊後冠者義実が源義経に与同し、祖父忠景の類縁を頼って薩摩、さらには貴海島に逃走したためと考えられており、実際に建久凶田帳末尾には「件凶田注文、去文治年中之比、依<sup>三</sup>豊後冠者謀叛<sup>一</sup>、彼乱逆之間、被<sup>三</sup>引失<sup>一</sup>畢」と記されている。宣澄や源義実が制圧されてしまうが、宝治元年（一二四七）十月二十五日関東下知状案〔鎌倉遺文〕六八〇九号）には「宣澄親類并宣澄舅平権守忠景子孫多之」と見え、忠景の勢力が如何に大きかったかが推察されよう。

薩摩国には在国司として大前宿禰の存在が知られ、鎌倉時代になっても在国司として国衛上首者の地位を保全していた。在国司大前氏は大治六年（一一三二）二月三十日薩摩国在国司大前道助請文案〔平安遺文〕四六九四号）が初見で、

寛元三年（一二四五）八月五日寺家公文所下文案（『鎌倉遺文』六五二四号）に「時吉（道助仮名）」とあるので、その時以来時吉名を領有していたことも窺われる（建久図田帳では在庁大前道友が名主と見える）。大前氏の由来は不詳であるので、u・vの忠景の兄弟忠永（uには「舍弟」とあるが、忠永は頼娃三郎、忠景は阿多四郎で、忠永が兄である）の活動に関連して、薩摩平氏と国衙機構や在庁官人との関係などに触れておきたい。<sup>56</sup>

上述のように、忠景は大隅国の紛争にも介入しており、薩摩平氏一族も薩摩・大隅に広く展開していたので、大隅国の在庁官人との関係なども含めて略系図を示せば、図8の如くなる。<sup>57</sup> 忠景は国衙に進出し、在庁官人の上首者たる權守を称していたが、薩摩平氏総体としては郡司として各地の在地領主として定着する方向を模索したようである。<sup>58</sup> その一方で、図8の如くに、忠景の父良道は大隅国の在庁官人建部氏（田所氏）と婚姻関係を結んでおり、その所生子が忠永であったと目される。保安二年（一一二二）正月十日大隅国権大掾建部親助解（『平安遺文』一九一六号）には、「薩摩国住人平行道、依<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>妹夫<sub>一</sub>、禰寢院南俣令<sub>二</sub>讓渡<sub>一</sub>由無実」が指弾されており、六月十一日大隅国正八幡宮政所下文（二九二二号）によると、「而府御領物并旁負物等、親助其弁無<sub>二</sub>為方<sub>一</sub>之間、適先祖所領也、非<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>沽<sub>二</sub>与於他人<sub>一</sub>之由申、伯父御馬所檢校頼清所<sub>二</sub>沽渡<sub>一</sub>也」という變動が生じ、これに乗じて、類縁関係から平行道の介入がなされたのである。さらに久安三年（一一四七）七月十五日前大隅掾建部親助申状（二六二三号）では、「為<sub>二</sub>薩摩国所部頼娃郡住人忠家等<sub>一</sub>、号<sub>二</sub>母領<sub>一</sub>以<sub>二</sub>去六月卅日<sub>一</sub>令<sub>二</sub>押入<sub>一</sub>事」が訴えられているので、この紛擾が世代を超えて続いていることが窺われる。<sup>59</sup> この行道―忠家は薩摩平氏の祖良道と忠景の兄忠永に他ならないと指摘される場所である。

上述の忠景の大隅国の檜前氏への加担も、こうした父兄の活動をふまえたものと目され、隣国の在地豪族との関係形成や紛擾への介入で武威を示すことを通じて、薩摩平氏が地歩を築いていく様相が看取される。そうした紛争は隣国だけでなく、u・vの如くに住国においても展開していた。そこで、最後に相撲人をめぐる相論をもう一つ紹介し、考



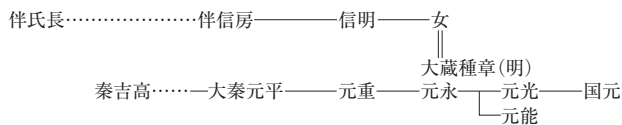
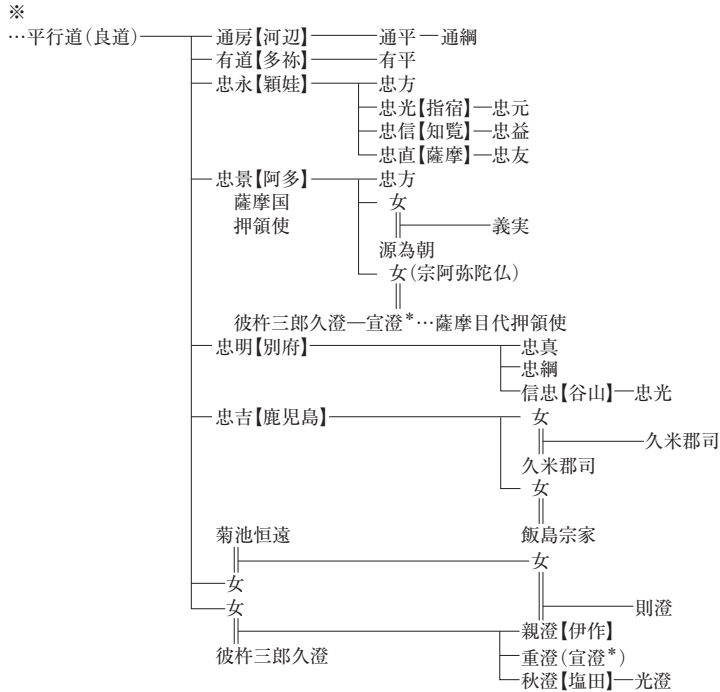
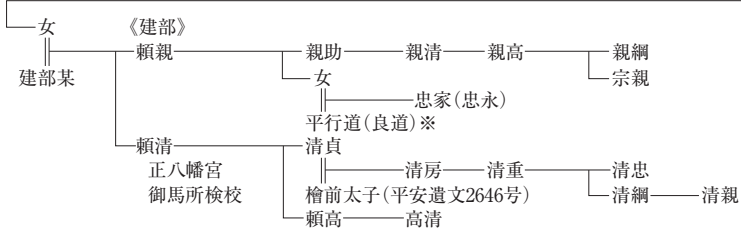
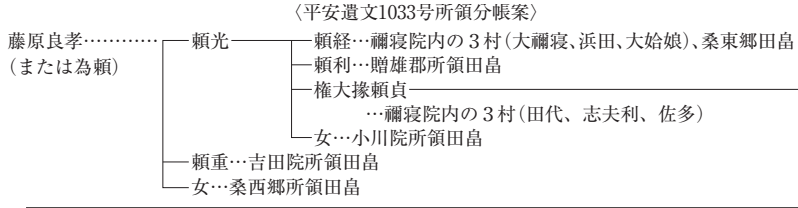


図8 薩摩平氏の略系図と大隅・薩摩国の在地豪族との関係



察を終えることにしたい。

x 『平安遺文』三七〇五号安元元年（一一七五）八月右近衛府牒

右近衛府牒 薩摩国衛。欲<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>准<sub>レ</sub>先例并傍例<sub>上</sub>停止、相撲人大秦元光先祖相伝所領田畠、為<sub>レ</sub>家道・重綱并国吉等<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>非道<sub>一</sub>致妨事。使番長和氣光里、火長二人。牒、得<sub>レ</sub>彼元光解状<sub>一</sub>稱、於<sub>レ</sub>件郡<sub>一</sub>者、元（光脱カ）先祖元平去康和二年（一一〇〇）依<sub>レ</sub>貢節之功<sub>一</sub>、始賜<sub>レ</sub>本□（府カ）牒、補<sub>レ</sub>郡司<sub>一</sub>之後、迄<sub>レ</sub>于元重□（任カ）<sub>一</sub>代代府牒并宣旨等<sub>一</sub>、知行郡奏來之間、去応保年中（一一六一・六二）、□敵人家道構<sub>レ</sub>取国司庁宣<sub>一</sub>、知行僅四箇年也。然而任<sub>レ</sub>道理<sub>一</sub>、元重如<sub>レ</sub>元還補畢。其後元永請<sub>レ</sub>繼彼職<sub>一</sub>知行之間、去承安二年（一一七二）比、敵人重綱以<sub>レ</sub>野心<sub>一</sub>致<sub>レ</sub>濫訴<sub>一</sub>之刻、以<sub>レ</sub>問注狀<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>問<sub>レ</sub>法家<sub>一</sub>時、法家勘判明鏡也。絶<sub>レ</sub>家道・重綱愁緒<sub>一</sub>之處、今又国吉出来、名田之致<sub>レ</sub>妨<sub>一</sub>之条、無<sub>レ</sub>其謂<sub>一</sub>。何況元光去年依<sub>レ</sub>貢節功<sub>一</sub>、任<sub>レ</sub>手継相伝代代文契理<sub>一</sub>、注<sub>レ</sub>子細<sub>一</sub>訴<sub>レ</sub>申本府<sub>一</sub>之時、同九月日賜<sub>レ</sub>府牒<sub>一</sub>、同十月十九日賜<sub>レ</sub>宣旨<sub>一</sub>之後、郡内田畠山野併無<sub>レ</sub>相違<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>行郡務<sub>一</sub>之處、郡内云<sub>レ</sub>疎<sub>一</sub>、濫行為<sub>レ</sub>先之輩有<sub>レ</sub>其教<sub>一</sub>。因<sub>レ</sub>茲元光于<sub>レ</sub>今不<sub>レ</sub>安堵<sub>一</sub>之条、愁緒之至無道之甚、何事如<sub>レ</sub>之。然則賜<sub>レ</sub>本府御下文<sub>一</sub>、任<sub>レ</sub>道理<sub>一</sub>停止<sub>レ</sub>件家道・重綱并国吉等乱行<sub>一</sub>、元光如<sub>レ</sub>本欲<sub>レ</sub>遂<sub>レ</sub>安堵計<sub>一</sub>焉。望請府裁、任<sub>レ</sub>道理<sub>一</sub>賜<sub>レ</sub>御使<sub>一</sub>、停止<sub>レ</sub>親疎横妨等<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>相違<sub>一</sub>知行、「<sub>レ</sub>者、彌仰<sub>レ</sub>奉公之責<sub>一</sub>矣者。府加<sub>レ</sub>覆審<sub>一</sub>、□（所カ）<sub>レ</sub>申有<sub>レ</sub>実。任<sub>レ</sub>先例<sub>一</sub>早被<sub>レ</sub>留<sub>レ</sub>家道并重綱乱行<sub>一</sub>、早被<sub>レ</sub>停止<sub>レ</sub>国吉田畠相論之妨<sub>一</sub>、元光如<sub>レ</sub>本任<sub>レ</sub>先祖相伝理<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>領<sub>レ</sub>知件田畠<sub>一</sub>、且任<sub>レ</sub>先例并宣旨<sub>一</sub>・同代代證文等理<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>行牛屎郡司職<sub>一</sub>之状、依<sub>レ</sub>大將宣<sub>一</sub>、牒奏如<sub>レ</sub>件。以<sub>レ</sub>牒。（下略）

y 『平安遺文』三七七八号安元三年（一一七七）四月右近衛府政所下文

右近衛府政所下 薩摩国牛屎郡相撲人大秦元光并府使光里等。可<sub>レ</sub>早任<sub>レ</sub>道理<sub>一</sub>停止<sub>レ</sub>国吉妨田地并蒔取田式拾伍町參段事。右、得<sub>レ</sub>去二月日元光并府使光里等解状<sub>一</sub>稱、云々具。而件元光田地以<sub>レ</sub>去去年<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>停止<sub>レ</sub>国吉妨<sub>一</sub>之由、被<sub>レ</sub>宣下<sub>一</sub>畢。

而彼国吉或相<sup>二</sup>語国衛在庁官人等<sup>一</sup>、或相<sup>二</sup>語島津庄官等<sup>一</sup>、恣去年秋<sup>三</sup>蒞<sup>二</sup>取作田毛稲<sup>一</sup>之由有<sup>二</sup>其聞<sup>一</sup>。事若実者、且任<sup>二</sup>道理<sup>一</sup>、且任<sup>二</sup>先日下知之旨<sup>一</sup>、停<sup>二</sup>止彼国吉妨<sup>一</sup>、早可<sup>レ</sup>紓<sup>二</sup>返件蒞取稲<sup>一</sup>之状、依<sup>二</sup>大將宣<sup>一</sup>、所<sup>レ</sup>仰如<sup>レ</sup>件。敢勿<sup>二</sup>違失<sup>一</sup>。故下。(下略)

x・yは相撲人大秦氏をめぐる紛争であり、大秦氏は第一章で触れた大隅国の相撲人(右方)秦吉高と系譜関係を想定できるとする見解も呈されている。<sup>(9)</sup>この事例でもvと同様に、大秦元光は右近衛府に後ろ盾を求めており、大秦氏は右方の相撲人であったと目される。時の右近衛大將は平重盛で、x・yと二度に亘る指示が下されているが、元光に対する濫行はなかなか停止されなかつた。家道・重綱の系譜は不明であるが、近隣の郡司系領主の一族の可能性が指摘されており、国吉は檜前姓篠原氏(『篠原系図』の国能)に比定される人物で、建久八年図田帳には牛屎院三百六十町のうち、永松名二百四十町は院司元光の知行、光武名五十町が九郎大夫国吉の知行と記されているので、元光に次ぐ勢力を有していたことが窺われるという。<sup>(10)</sup>

牛屎郡(院)は肥後南部に隣接しており、篠原氏は肥後南部にも所領を有し、かなり広汎に繁衍した一族と位置づけられている(『篠原系図』には国能Ⅱ国吉の子国明は「阿蘇大官司掣、六位官人」とある)。大秦氏は少なくとも十二世紀前半の元平の時代から郡司職を保持する有力豪族で、中央の近衛府とのつながりを背景に、当地での紛争を有利に解決しようとしているが、yでは篠原国吉は在庁官人や島津庄の庄官とも結託して、刈田狼藉に及んだと記されているので、その勢力は侮り難いものであったと思われる。したがって在地の紛争は容易には終結し得ないものであり、世代を越えて訴訟が続いていく次第であった。u・vの伴氏と阿多権守平忠景の紛擾に関連しては、上述の宣澄や源義実が没落した後に、建久八年図田帳の段階で忠景の久吉名を領有していたのは在庁種明であったことに留意したい。彼は文治三年(一一八七)七月大蔵種章解状(『鎌倉遺文』一一二五〇号)に、伴信明の嫡女を妻として薩摩郡山田村地頭職の裁許を

留守所に申請した大蔵種章に比定され、伴氏は大蔵氏流に属する人物とも婚姻関係を結び、様々な手段を講じて薩摩平氏に対抗しようとしていたことが看取される。それはまた在地での関係を複雑化させ、複数の勢力の交錯、紛争関係者の増加、訴訟の長期化を惹起する要素であり、鎌倉時代以降の新たな地域の歴史の展開を生み出すことになるのである。

## むすび

小稿では相撲人真上勝岡の出身地訂正に関連して、肥前・肥後や薩摩の在庁官人・武士の動向を私なりに整理してみた。いずれも先学の驥尾に付したものであるが、在庁官人の分析や国衙機構をめぐる紛擾などの検討が当該期の地域の歴史の推移を解明する上で重要であることが改めて確認できたものと思われる。薩摩の伴氏に関しては、相撲人の視点からこの一族の展開や武士との競合について、知見を付加し得たところもあると考える。

これまでの関連論考でも述べたように、在庁官人・武士や相撲人の考察は史料の少ない国衙支配の人的構成を知る上で有効な方法であり、試作の「平安・鎌倉時代国衙関係者・在庁官人表（稿）」<sup>(63)</sup>をさらに補訂しつつ、各国の個別状況を悉皆に考究することを課題として、蕪雑な稿のむすびとしたい。

註

- (1) 拙稿「諸国相撲人一覧(稿)〔第二版〕」(『郡的世界』)から国衙の支配への歴史の変遷に関する基礎的研究」平成二十六年度(平成三十年)度科学研究費補助金(基盤研究(C)) 研究成果報告書(研究代表者・森公章)、二〇一九年。
- (2) 拙稿「刀伊の入寇と西国武者の展開」(『東洋大学文学部紀要』史学科篇三四、二〇〇九年)。
- (3) 志方正和 a 「菊池氏の起源について」(『熊本史学』一五・一六、一九五九年)、b 「刀伊の入寇と九州武士団」(『日本歴史』一四〇、一九六〇年)、正木喜三郎 a 「宗像妙忠」(『古代・中世宗像の歴史と伝承』岩田書院、二〇〇四年)、b 「律令制の崩壊と宗像」(『宗像市史』通史編第二卷古代・中世、一九九九年) など。
- (4) 部領使については柴井千佳「相撲の部領使について」(『人間文化創成科学論叢』一二、二〇一〇年)、物節の語義は佐々木恵介「『小右記』にみる撰関期近衛府の政務運営」(『日本古代の官司と政務』吉川弘文館、二〇一八年) を参照。
- (5) a の時点での右方最手は伝説的な名手越智経世であり(『宇津保物語』初秋に登場する「伊予の最手つねつき」のモデルか)、彼はこの年に年齢による体力の衰えやけが目立ってきて(『御堂関白記』長和二年八月一日条、『小右記』同年七月二十五日条、時に五十三歳であった)、引退を余儀なくされてしまい、後一条朝からは勝岡が右方最手になる。
- (6) 永山修一 a 「『小右記』に見える大隅・薩摩からの進物記事の周辺」、野口実「薩摩と肥前」(『鹿児島中世史研究会報』五〇、一九九五年)、加藤友康「平安時代の大隅・薩摩」(『黎明館調査研究報告書』一七、二〇〇四年)、小川弘和「撰関家領島津津と(辺境)支配」(『熊本学園大学論叢』総合科学一三の二、二〇〇七年) など。なお、永山修一 b 「平安時代中・後期の薩摩国・大隅国と南島」(『先史・古代の鹿児島』通史編、鹿児島県教育委員会、二〇〇六年) 五八三頁は、良孝を『御堂関白記』寛仁元年(二〇一七) 正月二十二・二十四日条「紀略」二十三日条に内裏に侵入した盗を射殺した滝口藤原至高(良孝) に比定しているが、大隅への下向理由は充分に説明できておらず、むしろ大隅掾為頼と同様に、より在地性の強い任用国司あるいは在庁官人クラスの人物とも考えられる。当該期の任用国司の様態については、渡辺滋 a 「請人・口入人の持つ力」(『生活と文化の歴史学』三富裕と貧困、竹林舎、二〇一三年)、b 「平安時代における任用国司」(『続日本紀研究』四〇一、二〇一二年) を参照。
- (7) 野口実「相撲人と武士」(『中世東国史の研究』東京大学出版会、一九八八年) は、『薩戒記』応永三十二年正月二十九日条の貴姓者が卑官に就く際の改姓の作法を参照して、相撲人の場合は藤原→藤井、源→泉、平→平群、伊福部→服などの改変例

があることを指摘している。

- (8) 『肥後国浄水寺古碑群監』(宇城市教育委員会、二〇一二年)による。
- (9) 日羅の活動については、拙稿「加耶滅亡後の倭国と百済の「任那復興」策について」(『遣唐使と古代日本の対外政策』吉川弘文館、二〇〇八年)を参照。
- (10) 拙稿「評司・国造の執務構造」(『地方木簡と郡家の機構』同成社、二〇〇九年)。
- (11) 拙稿「九世紀の郡司とその動向」(『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (12) 拙稿「郡司表(稿)〔第三版〕」(註(1)書)。
- (13) 拙稿a「『因幡国伊福部臣古志』と因幡国の相撲人小考」、b「古代土佐国・讃岐国の相撲人」(『在庁官人と武士の生成』吉川弘文館、二〇一三年)など。
- (14) 註(2) 拙稿。
- (15) 府老については、門田見啓子「大宰府の府老について」(『九州史学』八四・八五、一九八五・八六年)を参照。
- (16) 佐々木恵介「大宰府の管内支配変質に関する試論(註(4)書)」。大藏氏流の展開については、藤野秀子「大宰府府官大藏氏の研究」(『九州史学』五三・五四、一九七四年)、西別府元日「日田大藏氏の祖・大藏永季について」(『日本古代地域史研究序説』思文閣出版、二〇〇三年)、森本正憲「原田氏の祖大藏氏の九州土着」(『日本歴史』七〇七、二〇〇七年)などを参照。
- (17) また図2の粥田経遠や山鹿藤次秀遠の活動と大藏氏流とのつながりは、正木喜三郎「府官系在地領主の存在形態」(『大宰府領の研究』文献出版一九九一年)、浅野真一郎「平氏与党」(『山鹿藤次秀遠』跡の処分について)、『高門史学』八、一九九二年)などを参照。
- (18) 井上満郎a「押領使の研究」、b「追捕使の研究」(『平安時代軍事制度の研究』吉川弘文館、一九八〇年)、下向井龍彦a「押領使・追捕使の諸類型」(『ヒストリア』九四、一九八二年)、b「諸国押領使・追捕使史料集成」(『広島大学文学部紀要』四五、一九八六年)、野木雄大「平安期国衙軍制と追捕使」(『古代文化』六二の五、二〇一〇年)など。
- (19) 奥田勲「高山寺本古往来をめぐって」(『高山寺本古往来・表白集』東京大学出版会、一九七二年)。
- (20) 石井進「中世成立期軍制研究の一視点」(『史学雑誌』七八の一二、一九六九年)、戸田芳美「国衙軍制の形成過程」(『初期中世社会史の研究』東京大学出版会、一九九一年)、下向井龍彦「国衙と武士」(『岩波講座日本通史』六、岩波書店、一九九五年)など。
- (21) 郡司・書生に関しては、拙稿a「雑色人郡司と十世紀以降の郡司制度」(註(11)書)、b「国書生に関する基礎的考察」(註(13)書)を参照。
- (22) 高橋昌明「大輪田泊について」(『平家と六波羅幕府』東京大学出版会、二〇一三年)二二六頁は、平家による宋人との直

接交渉、交易の独占により、大宰府の府官の権限と役得が否定されたことが鎮西の人々の反乱の一因であったと見る。

- (23) 年次比定および文書名は工藤敬一「鳥羽院政期肥後の在地情勢」〔熊本史学〕五〇、一九七七年)による。

- (24) 森本正憲「中世成立期における肥後地方の情勢について」〔古代中世史論集〕吉川弘文館、一九九〇年)。

- (25) 工藤註(23) 論文一〇〇頁。

- (26) 工藤註(23) 論文一〇四頁。

- (27) 工藤註(23) 論文一〇二頁。表3も参照。また一〇一頁では⑤の権介近依は①の野部山専当近包と近親関係にある人物と推測されている。

- (28) 天養事件や坂東における紛争の展開については、野口実『源氏と坂東武士』(吉川弘文館、二〇〇七年)、鎌倉佐保「荘園制の成立と武門支配の統合」〔歴史学研究〕八四六、二〇〇八年)、鈴木国弘「鎌倉幕府成立史私論」〔史叢〕七七、二〇〇七年)、元木泰雄「源義朝論」〔古代文化〕五四の六、二〇〇二年)、峰岸純夫「鎌倉悪源太と大蔵合戦」〔三浦古文化〕四三、一九八八年)などを参照。

- (29) 吉川聡・遠藤基郎・小原嘉記「東大寺大勧進文書集」の研究」〔南都佛教〕九一、二〇〇八年)。「右御下知状、去正応五年十一月朔日、高木伯耆六郎入道進西代寛深因幡坊持参正文書写ノ案文」とある。

- (30) 石井註(20) 論文、工藤敬一「一宮領免田の支配構造」〔九州

州学園の研究〕塙書房、一九六九年)など。

- (31) 森本正憲「肥前高木氏について」〔九州中世社会の基礎的研究〕文献出版、一九八四年)、関幸彦「諸国」在国司職」の消長」〔国衙機構の研究〕吉川弘文館、一九八四年)など。

- (32) 太田亮「姓氏家系大辞典」(角川書店、一九六三年)三二八〇頁は、肥前の舟史として「大同方に、七薬、又加佐薬・肥前国松浦郡肥直信則の家伝也。舟史恵丸・方を朝に得て以来、薬官を掌り、此方に據りて奏聞す。神験は瘡毒に大効あり焉」という史料を掲げている。

- (33) 鎮西平氏の系譜については、野口実「鎮西における平氏系武士団の系譜的考察」〔中世東国武士団の研究〕高科書店、一九九四年)を参照。

- (34) 森本正憲「中世成立期における肥前地方の情勢について」〔日本中世史論攷〕文献出版、一九八七年)。「権守」の位置づけについては、峰岸純夫「治承・寿永内乱期の東国における在庁官人の「介」」〔中世東国史の研究〕東京大学出版会、一九八八年)を参照。

- (35) 小川弘和「院政期の肥前社会と荘園制」〔熊本史学〕九五・九六、二〇一二年)。

- (36) 森本註(34) 論文。

- (37) 小川註(35) 論文八頁。

- (38) 小川註(35) 論文の日向氏推定系図に依拠し、山口隼正「佐々木文書」〔九州史学〕一二五、二〇〇〇年)、『武雄市史』上巻

(二九七二年) 三二九～三三二頁、『嬉野町史』上巻(一九七九年) 三三四～三四一頁などの知見を加味して作成した。

(39) 山口註(38) 論文。

(40) 小川註(35) 論文。

(41) 小川註(35) 論文。

(42) 小川註(35) 論文註(26)。

(43) 森本註(31) 論文。

(44) こうした各地域における紛擾が治承・寿永内乱の全国的展開の背景にあった点については、川合康「治承・寿永の内乱と地域社会」(『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房、二〇〇四年)を参照。

(45) 森本註(34) 論文。

(46) 関註(31) 論文は、高木氏一族を在国司に比定している。なお、森本註(31) 論文は、河上宮古文書観応元年(一一三〇)八月十八日座主増成河上社開籠儀式注進状に「去元亨四年(一一三二)六月八日、於当社一切経会之砌」、高木六郎経貞与三平尾七郎入道浄覚引三出臨時闢諱、依令社内汚穢、從令閉門社壇以降、星霜推移、既累二十七年之春秋」とあり、この事件により大宮司としての高木氏の存続は困難になったと目されるという。

(47) 永山修一「キカイガシマ・イオウガシマ考」(『日本律令制論集』下巻、吉川弘文館、一九九三年)、山内晋次「日宋貿易と「硫黄の道」」(山川出版社、二〇〇九年)、田中史生「七～一世紀の奄美・沖繩諸島と国際交易」(『国際交易と古代日本』吉川弘文館、二〇一二年)など。

(48) 野口註(6) 論文。

(49) 永山註(6) a 論文。

(50) 竹内理三「薩摩の莊園」(『史淵』七五、一九五八年)、越野孝「薩摩地方における郡司層と名主層」(『初期封建制の研究』吉川弘文館、一九六四年)などを参照。図7は日隈正守「平安後期から鎌倉期における大隅正八幡宮の禰寝院支配」(『鹿児島大学教育学部研究紀要』人文・社会科学編六一、二〇一〇年)四頁などに掲載の図を使用させていただいた。

(51) 相撲人と近衛府との関係については、註(13) a・b 拙稿、「古代常陸国の相撲人と国衙機構」(註(13) 書)などを参照。

(52) 以下の忠景、宣澄、源義実に関する叙述は、江平望 a 「阿多忠景について」(『古代文化』五五の三、二〇〇三年)、b 「豊後冠者義実について」(『鹿児島中世史研究会報』五〇、一九九五年)、野口註(33) 論文、清水亮「鎌倉幕府の九州支配と薩摩平氏」(『兵たちの時代』I、高志書院、二〇一〇年)などに依拠したものである。

(53) 檜前(藤原、税所)氏の動向については、日隈正守「一宮制成立過程に関する基礎的考察」(『西南地域史研究』八、一九九四年)を参照。

(54) 『古代文化』五五の二・三(二〇〇三年)の諸論考、柳原敏昭 a 「中世前期南九州の港と宋人居留地に関する一試論」(『日



本史研究』四四八、一九九九年)、b「唐坊と唐人町」(『日本の対外関係』四、吉川弘文館、二〇一〇年)などを参照。

(55) 関註(31) 論文。

(56) 薩摩・大隅の国衙・武士の全体的動向としては、五味克夫<sup>a</sup>『薩摩の御家人について』(『鹿大史学』六・七、一九五八・五九年)、b「薩摩国建久岡田帳雑考」(『日本歴史』一三七、一九五九年)、c「大隅の御家人について」(同一三〇・一三一、一九五九年)、d「大隅国建久岡田帳小考」(同一四二、一九六〇年)などを参照。

(57) 五味克夫<sup>a</sup>「平安末・鎌倉初期の南薩摩平氏覚書」(『鹿兒島大学法文学部紀要文学科論集』九、一九七三年)、野口註(33)論文、清水註(52)論文などに依拠し、九州荘園史料叢書五『薩摩国伊作莊史料』(郡山良光編)(一九六三年)「指宿系図」、『谷山史誌』(一九六七年)「谷山系図」、「川辺町郷土誌」(一九五三年)「河邊氏系図」、「島津家文書」一―五三九「薩摩伊作庄并日置郷下司系図」などを参照した。建部氏の系譜については、日隈正守<sup>a</sup>「大隅国建部氏系図考証」(『鹿兒島大学教育学部研究紀要』人文・社会科学編四八・五一、一九九七・二〇〇〇年)、b「治暦五年正月二十日付藤原頼光所領配分帳案に関する一考察」(『旧記雑録月報』一二、二〇〇一年)、c「建部姓佐多氏系譜再考」(『鹿兒島中世史研究会報』五一、一九九五一年)、『指宿市誌』(一九八五年)(江平望氏執筆部分)、永山註(6) a論文などを勘案して作成した。近年は第一章で触れた

平季基の攻撃を受けた藤原良孝をこの系統の祖とする見解が有力であるが、「頼」の通字という観点からは、氏姓不明ながら、大隅掾為頼も候補になり得ると考え、付記してみた。大秦氏の系譜は五味克夫<sup>b</sup>「薩摩国御家人牛屎・篠原氏について」(『鹿兒島大学法文学部紀要文学科論集』三、一九六七年)による。なお、永山氏は相撲人秦吉高と大秦氏との系譜的關係を想定できると見ている。

(58) 越野註(50)論文は、郡司層と「名主層」とを区分して考察を加え、郡司は郡内の徴税や検断の権限を有し、また名主の下地進上権には郡司の何らかの保証が必要であって、重層的な関係にあったことを指摘している。なお、「名主層」にも広大な所領を有し、所職兼帯も多い在庁官人的名主と、所職の兼帯もなく、所領の規模も小さい名主層があったという。

(59) 『指宿市誌』(一九八五年)(江平望氏執筆部分)。

(60) 永山註(6) a論文。

(61) 五味註(57) b論文。

(62) 岩瀬直樹「相撲節が結ぶ京と地方社会」(『日本古代学』七、二〇一五年)は、真上勝岡を西海道の相撲人と正しく指摘しているが、なお拙稿の影響力下にあるのか、二五頁では常陸から大宰府管内に移住したと見ている。

(63) 註(1) 書に第二版を掲載している。